障害福祉サービス費等の請求に係る
エラーコード対応マニュアル

宮城県国民健康保険団体連合会

２０２３．２

◆◆目次◆◆

はじめに …… 1

1．本マニュアルの用語等について …… 2

2．「返戻等一覧表」帳票レイアウト …… 3

3．「返戻等一覧表」に係るエラーコード一覧 …… 4

4．「返戻等一覧表」に係るエラーコード対応マニュアル …… 6

5．「返戻等一覧表」に係る参考 …… 17

6．「一次審査処理結果票」帳票レイアウト …… 48

7．「一次審査処理結果票」に係る警告コード一覧 …… 49

8．「一次審査処理結果票」に係る警告コード対応マニュアル …… 51

9．「一次審査処理結果票」に係る参考 …… 62

◎はじめに・・・

障害福祉サービス費等の請求でエラーが発生した場合に、本会から通知する**「返戻等一覧表」**と**「一次審査処理結果票」**の中で、特に発生件数の多いエラーの説明と対応方法を取りまとめましたので、ご活用ください。

○**「返戻等一覧表」**とは・・・

返戻（エラー）となった請求が記載されている帳票です。本帳票に記載があった請求は、**障害福祉サービス費等の支払いは行われない**ため、内容を確認の上、必要に応じて訂正等を行い、本会に再度請求する必要があります。

○**「一次審査処理結果票」**とは・・・

警告となった請求が記載されている帳票です。警告は、本会での一次審査にて妥当性や適否について判断できないものとなり、二次審査（市町村審査）において請求が確定します。本帳票に記載のあった請求は**障害福祉サービス費等の支払いは行われます**が※、内容に応じて過誤（取下げ）を行い、再請求をすべきか確認をいただく必要があります。

※同一の請求で「返戻等一覧表」「一次審査処理結果票」両方に記載があった場合、支払いは行われておりません。

「警告」の種類

①「※警告」・・・・・・・・・・・・国保連合会が保持している情報だけでは、「正常」と判断できないもの。
②「▲警告（重度）」・・・・・・・・ 返戻率が高いもの等、「警告」の中でも市町村等において特に確認が必要となる項目を区分したもの。
③「★警告（エラー移行対象）」・・「警告」から「エラー（返戻）」への移行を予定しているもの。

1．本マニュアルの用語等について

○略語

請求明細書　「介護給付費・訓練等給付費等明細書」「障害児通所給付費・入所給付費等明細書」（※特例含む）

上限額管理結果票　「利用者負担上限額管理結果票」

実績記録票　「サービス提供実績記録票」

計画相談請求書　「計画相談支援給付費請求書／サービス利用計画作成費請求書」「障害児相談支援給付費請求書」

○説明

受給者台帳　国保連合会のシステムで管理されている障害福祉サービス費等「利用者」に関する支給決定等の情報

事業所台帳　国保連合会のシステムで管理されている障害福祉サービス費等「事業所」に関する体制等の情報

過誤（取下げ）　既に支払いを受けた請求を取下げることを過誤（取下げ）と言います。
※国保連ホームページ＞障害福祉サービス事業者のみなさまへ＞「過誤（取下げ）について」参照

○関係機関（「対応マニュアル」で記載されたエラーメッセージに関係する機関に○が表示されています。）

事業所　国保連システムに「請求情報」を送信しています。

市町村　「受給者台帳」に関する情報を作成し、国保連システムに登録しています。

指定機関（県・仙台市）　「事業所台帳」に関する情報を作成し、国保連システムに登録しています。
※事業所の所在地：仙台市以外→「指定機関は宮城県」、仙台市→「指定機関は仙台市」

○その他

- 「ページ」「エラーコード」「参考№」をクリックすると該当ページを表示します。
- 「支給決定済み」とは障害福祉サービス費等の支払いが確定した状態です。

2.「返戻等一覧表」帳票レイアウト

月初「電子請求受付システム<照会一覧>」に送信。※電子請求受付システム操作マニュアル（事業所編）「2.3 通知文書取得」参照

(ID:R11403)
障害者総合支援

返　戻　等　一　覧　表

令和**年**月**日　　**頁
宮城県国民健康保険団体連合会

令和　＊年　＊月受付分

事業所番号	04********
事業所名	○○○○○○○○

障害福祉サービス費

エラーコード	証記載市町村番号	証記載市町村名	受給者証番号	受給者氏名	サービス提供年月	種別※１	サービス種類※２	単位数
	内容							
EC01	04****	○○市	000000****	○○○○	令和**年**月	明		10,000
	該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています							
EC01	04****	○○市	000000****	○○○○	令和**年**月	サ	07	0
	該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています							
EC02	04****	○○市	000000****	○○○○	令和**年**月	サ	17	0
	該当の情報は既に受付済、または情報内で重複する情報が存在しています							
EC08	04****	○○市	000000****	○○○○	令和**年**月	利		0
	該当の利用者負担上限額管理結果票は既に受付済です							

※１　請…請求書、明…請求明細書、計…計画相談支援給付費請求書/サービス利用計画作成費請求書、サ…サービス提供実績記録票、利…利用者負担上限額管理結果票
※２　種別がサービス提供実績記録票の場合、様式種別番号の先頭２桁を出力します。

３．「返戻等一覧表」に係るエラーコード一覧

※「エラーコード」をクリックすると対応方法を示したページを表示します。なお、類似エラーについては、（）カッコ書きで記載しています。

No.	エラーコード	エラーメッセージ
1	EC01	受付：該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています
2	EC02	受付：該当の情報は既に受付済、または情報内で重複する情報が存在しています
3	EC08	受付：該当の利用者負担上限額管理結果票は既に受付済です
4	EC09	受付：修正、または取消の対象となる利用者負担上限額管理結果票が存在していません
5	ED01 (ED02)	資格：該当の請求情報は既に支払確定済です （資格：該当の請求情報は既に支払確定済です）
6	EE01 (EE03)	受付：事業所台帳にサービス提供年月時点で有効な事業所情報が登録されていません （受付：障害児施設台帳にサービス提供年月時点で有効な事業所情報が登録されていません）
7	EE67	受付：事業所台帳にサービス提供年月時点で有効な上限額管理事業所の指定情報が登録されていません
8	EG02 (EG01)	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の認定情報が登録されていません （資格：障害児支援受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の認定情報が登録されていません）
9	EG05	資格：請求情報の上限額管理事業所番号が受給者台帳の「利用者負担上限額情報・上限額管理事業所番号」と一致していません
10	EG12 (EG09)	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の利用者負担上限月額情報が登録されていません （資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の利用者負担上限額管理情報が登録されていません）
11	EG17	資格：上限額管理対象外の受給者です
12	EG20 (EG45)	資格：受給者台帳で受給資格を喪失している受給者です （資格：障害児支援受給者台帳で受給資格を喪失している受給者です）
13	EG29	資格：上限額管理対象外受給者の請求明細書において上限額管理事業所の「管理結果」に値が設定されています
14	EG41	資格：受給者台帳の食事提供加算情報の「食事提供加算対象者有無」が「無し」のため、食事提供加算は算定できません
15	EG71	資格：受給者台帳の特定障害者特別給付費対象者の支給決定が有効期間外のため、特定障害者特別給付費は算定できません
16	EG76	資格：受給者台帳の計画相談支援情報の「計画相談支援有無」が「無し」のため、相談支援給付費は算定できません

17	EG77	資格：相談支援給付適用有効期間外のため、相談支援給付費は算定できません
18	EG78	資格：相談支援給付費請求書の「事業所番号」が受給者台帳の計画相談支援情報の「計画相談支援事業所番号」と一致していません
19	EH11 (EH08) (EH13)	資格：請求明細書の明細情報「サービスコード」に該当する受給者台帳の支給決定情報がサービス提供年月時点で有効ではありません （資格：請求明細書の日数情報「サービス種類コード」に該当する受給者台帳の支給決定情報が存在していません） （資格：請求明細書の日数情報「サービス種類コード」に該当する障害児支援受給者台帳の支給決定情報が存在していません）
20	EJ08	受付：管理結果と管理結果後利用者負担額の関係が不正です
21	EN02	資格：受給者台帳の上限額管理情報の「上限額管理有無」が「無し」の場合、請求明細書の上限額管理事業所の「管理結果額」は設定できません
22	EN21	資格：請求額集計欄の「利用者負担額②」が「１割相当額」、または受給者台帳の給付費等の額の特例情報「市町村が定める額」と一致していません
23	PA41	資格：受給者台帳に提供年月時点で有効な食事提供体制加算情報が登録されていない、または「食事提供体制加算対象者有無」が「無し」です
24	PP08	支給量：上限額管理結果票に存在しない事業所の請求明細書があります
25	PP19	支給量：実績記録票に該当するサービスが請求明細書に存在していません
26	PQ84	支給量：請求明細書のサービス提供量が実績記録票の算定時間数の合計を超えています
27	PR15	支給量：請求明細書の授業後に支援を行った場合に算定する報酬の「回数」が実績記録票の授業の終了後に行う場合の算定回数を超えています
28	PU51	受付：実績記録票の「サービス内容」に、同一サービス提供時間で重複できないサービスが設定されています
29	PU61	受付：「算定時間数」が同じ「提供通番」の最終行に設定されていません
30	PW59	受付：実費算定の合計の「各小計　光熱水費（円）」が光熱水費を算定した日の金額を合計した値を超えています

4．「返戻等一覧表」に係るエラーコード対応マニュアル

※「参考」の№をクリックすると具体例等のページを表示します。なお、類似エラーについては、（）カッコ書きで記載しています。

【返戻（エラー）の基本となる対応方法】
返戻（エラー）については、障害福祉サービス費等の支払いは行われないため、**内容を確認の上、必要に応じて訂正等を行い、本会に再度請求してください。**

No.	エラーコード	エラーメッセージ	関係機関			原因	対応方法	参考
			事業所	市町村	指定機関			
1	ECO1	受付：該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています	○			①同じ受付月に同一の請求情報（サービス提供月/受給者証番号）が複数送信されている。 ②同じ受付月に同一の市町村情報（提供年月）が複数送信されている。 具体例） ①１回目送信分の内容誤りに気づき、1回目送信分の請求取下げを行わず、再度請求情報を送信した。 ②同一市町村・同一サービス月の利用者の請求書を複数送信した。	①１回目送信分の請求のみ受付され、２回目以降に送信された請求分が返戻となっています。１回目の請求に誤りがある場合は、市町村等へ過誤申立を行ってください。１回目と２回目の請求情報が同じ場合は特に対応の必要はありません。 ②＜種別：請求書＞の重複はサービス費等の支払に影響がないため特に対応の必要はありません。	A-№１
2	ECO2	受付：該当の情報は既に受付済、または情報内で重複する情報が存在しています	○			①請求明細書・実績記録票で同じ請求項目が二重に請求されている。 ②同じ受付月に同一の計画相談請求書（サービス提供月/受給者証番号）が複数送信されている。 具体例） ①実績記録票で同日かつ同様の「支援実績」を２行作成した。 ②誤って２回計画相談請求情報を送信した。	①二重に請求されている項目を正しく訂正の上、再請求してください。 ②１回目送信分の請求のみ受付され、２回目以降に送信された請求分が返戻となっています。１回目の請求に誤りがある場合は、市町村等へ過誤申立を行ってください。１回目と２回目の請求情報が同じ場合は特に対応の必要はありません。	A-№２

No.	エラーコード	エラーメッセージ	関係機関			原因	対応方法	参考
			事業所	市町村	指定機関			
3	EC08	受付：該当の利用者負担上限額管理結果票は既に受付済です	○			既に同一の上限額管理結果票が提出されている。 具体例） ・７月受付月に提出した上限額管理結果票を、８月受付月に情報作成区分を「新規」でデータ作成し、再度送信した。	一度提出した「上限額管理結果票」を訂正したい場合は、情報作成区分を「修正」でデータを作成して提出してください。	A-№.３
4	EC09	受付：修正、または取消の対象となる利用者負担上限額管理結果票が存在していません	○			上限額管理結果票が作成区分「修正」または「取消」で送信されているが、該当する上限額管理結果票情報が存在しない。 具体例） ・情報作成区分を「新規」とすべきところを誤って「修正」でデータを作成した。 ・該当の上限額管理結果票が返戻となっていた。	上限額管理結果票の「情報作成区分」「提出の有無」「返戻状況」等を確認してください。 上限額管理結果票が未提出または返戻の場合は、作成区分「新規」でデータを作成して提出してください。	A-№.４
5	ED01 (ED02)	資格：該当の請求情報は既に支払確定済です （ED02資格：該当の請求情報は既に支払確定済です） ※ＥＤ０１は基本情報に関する重複の場合、ＥＤ０２は明細情報に関する重複の場合のエラーとなります	○			過去に同一受給者（同サービス提供月）の請求が支給決定済みとなっている。 具体例） ・市町村に過誤の依頼をせずに支給決定済みの請求を再送信した。	過去に同一の請求を行っていないか確認し、既に支給決定済みとなった請求について再請求を行う場合は、市町村等へ過誤申立を行ってから、請求してください。	A-№.５

No.	エラーコード	エラーメッセージ	関係機関			原因	対応方法	参考
			事業所	市町村	指定機関			
6	EE01 (EE03)	受付：事業所台帳にサービス提供年月時点で有効な事業所情報が登録されていません （EE03受付：障害児施設台帳にサービス提供年月時点で有効な事業所情報が登録されていません）	○		○	上限額管理結果票が事業所台帳に登録されていない事業所番号で請求されている。 具体例） ・事業所が「事業所番号」を誤って請求した。 ・指定機関が事業所台帳に「事業所情報」を未登録。	上限額管理結果票の事業所番号を確認してください。請求内容が正しければ指定機関（県または仙台市）に状況を確認してください。	A-No.6
7	EE67	受付：事業所台帳にサービス提供年月時点で有効な上限額管理事業所の指定情報が登録されていません	○		○	請求明細書の「上限額管理事業所」が事業所台帳に登録されていない事業所番号で請求されている。 具体例） ・事業所が「事業所番号」を誤って請求した。 ・指定機関が事業所台帳に「事業所情報」を未登録。	請求明細書「上限額管理事業所」の事業所番号を確認してください。請求内容が正しければ指定機関（県または仙台市）に状況を確認してください。	A-No.7
8	EG02 (EG01)	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の認定情報が登録されていません （EG01資格：障害児支援受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の認定情報が登録されていません）	○	○		受給者台帳に登録されていない「受給者証番号」で請求されている。 具体例） ・事業所が「受給者証番号」を誤って請求した。 ・市町村等が受給者台帳に「受給者情報」を未登録。	受給者証の「受給者証番号」を確認し、請求内容が正しければ市町村等に状況を確認してください。	A-No.8

No.	エラーコード	エラーメッセージ	関係機関			原因	対応方法	参考
			事業所	市町村	指定機関			
9	EG05	資格：請求情報の上限額管理事業所番号が受給者台帳の「利用者負担上限額情報・上限額管理事業所番号」と一致していません	○	○		請求明細書の「上限額管理事業所」と受給者台帳の「上限額管理事業所」が一致していない。 具体例） ・事業所が「上限額管理事業所」を誤って請求した。 ・市町村等が受給者台帳の「上限額管理事業所」を未登録。 ・市町村等が受給者台帳に別の「上限額管理事業所」を登録した。	請求明細書の「上限額管理事業所」と受給者証の「上限額管理事業所」を確認し、請求内容が正しければ市町村等に状況を確認してください。	A-No.9
10	EG12 (EG09)	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の利用者負担上限月額情報が登録されていません（EG09資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の利用者負担上限額管理情報が登録されていません）	○	○		受給者台帳に登録されている利用者負担上限月額有効期間外のサービス提供年月で請求されている。 具体例） ・事業所が「サービス提供年月」を誤って請求した。 ・市町村等が受給者台帳の「利用者負担上限月額情報」を未登録。	受給者証の「負担上限月額/適用期間」を確認し、請求内容が正しければ市町村等に状況を確認してください。	A-No.１０
11	EG17	資格：上限額管理対象外の受給者です	○	○		請求明細書に上限額管理事業所の情報があるが、受給者台帳に上限額管理事業所情報の登録がない。 具体例） ・事業所が「上限額管理事業所情報」を誤って請求した。 ・市町村等が受給者台帳の「利用者負担上限額管理情報」を未登録。	受給者証の「利用者負担上限額管理対象者該当の有無」「利用者負担額上限額管理事業所名」を確認し、請求内容が正しければ市町村等に状況を確認してください。	A-No.１１

No.	エラーコード	エラーメッセージ	関係機関			原因	対応方法	参考
			事業所	市町村	指定機関			
12	EG20 (EG45)	資格：受給者台帳で受給資格を喪失している受給者です （EG45資格：障害児支援受給者台帳で受給資格を喪失している受給者です）	○	○		受給者台帳で受給資格喪失とされた年月以降のサービス提供年月で請求されている。 具体例） ・事業所が「サービス提供年月」を誤って請求した。 ・市町村等が受給者台帳の「支給決定情報」を未登録。	受給者証の「サービス種別」「支給決定期間」を確認し、請求内容が正しければ市町村等に状況を確認してください。	
13	EG29	資格：上限額管理対象外受給者の請求明細書において上限額管理事業所の「管理結果」に値が設定されています	○	○		請求明細書に「利用者負担上限額管理結果」の情報があるが、受給者台帳に「利用者負担上限額管理情報」の登録がない。 具体例） ・事業所が「利用者負担上限額管理事業所」を誤って請求した。 ・市町村等が受給者台帳の「利用者負担上限額管理情報」を未登録。	受給者証の「利用者負担上限額管理対象者該当の有無」「利用者負担上限額管理事業所名」を確認してください。請求内容が正しければ市町村等に状況を確認してください。	
14	EG41	資格：受給者台帳の食事提供加算情報の「食事提供加算対象者有無」が「無し」のため、食事提供加算は算定できません	○	○		実績記録票で食事提供加算対象外の受給者へ食事が提供されている。 具体例） ・事業所が「食事提供加算」を誤って請求した。 ・市町村等が受給者台帳の「食事提供体制加算情報」を未登録。	受給者証の「食事提供体制加算対象者」を確認し、請求内容が正しければ市町村等に状況を確認してください。	

No.	エラーコード	エラーメッセージ	関係機関			原因	対応方法	参考
			事業所	市町村	指定機関			
15	EG71	資格：受給者台帳の特定障害者特別給付費対象者の支給決定が有効期間外のため、特定障害者特別給付費は算定できません	○	○		請求明細書で「特定障害者特別給付費（補足給付）」の請求があるが、受給者台帳では補足給付に該当する決定サービスコードの支給決定期間外となっている。 具体例） ・事業所が「請求月」を誤って請求した。 ・市町村等が受給者台帳に「特定障害者特別給付費対象者」等関連の支給決定情報を未登録。	請求明細書の「特定障害者特別給付費（補足給付）」、受給者証の「特定障害者特別給付費の支給内容」を確認し、請求内容が正しければ市町村等に状況を確認してください。	
16	EG76	資格：受給者台帳の計画相談支援情報の「計画相談支援有無」が「無し」のため、相談支援給付費は算定できません	○	○		計画相談支援給付対象外の受給者が請求されている。 具体例） ・事業所が「受給者証番号」を誤って請求した。 ・市町村等が受給者台帳の「計画相談支援情報」を未登録。	受給者証の「計画相談支援給付費の支給内容」を確認し、請求内容が正しければ市町村等に状況を確認してください。	
17	EG77	資格：相談支援給付適用有効期間外のため、相談支援給付費は算定できません	○	○		計画相談支援給付有効期間外の受給者が請求されている。 具体例） ・事業所が「サービス提供年月」を誤って請求した。 ・市町村等が受給者台帳の「計画相談支援情報」を未登録。	受給者証の「計画相談支援給付費の支給内容」の「支給期間」を確認し、請求内容が正しければ市町村等に状況を確認してください。	

No.	エラーコード	エラーメッセージ	関係機関			原因	対応方法	参考
			事業所	市町村	指定機関			
18	EG78	資格：相談支援給付費請求書の「事業所番号」が受給者台帳の計画相談支援情報の「計画相談支援事業所番号」と一致していません	○	○		請求事業所番号と受給者台帳に登録されている計画相談支援事業所番号が一致していない。 具体例） ・事業所が「事業所番号」を誤って請求した。 ・市町村等が受給者台帳の「計画相談支援情報」を未登録。 ・市町村等が受給者台帳に別の「計画相談支援事業所」を登録した。	受給者証の「計画相談支援給付費の支給内容」を確認し、請求内容が正しければ市町村等に状況を確認してください。	
19	EH11 (EH08) (EH13)	資格：請求明細書の明細情報「サービスコード」に該当する受給者台帳の支給決定情報がサービス提供年月時点で有効ではありません （EH08資格：請求明細書の日数情報「サービス種類コード」に該当する受給者台帳の支給決定情報が存在していません） （EH13資格：請求明細書の日数情報「サービス種類コード」に該当する障害児支援受給者台帳の支給決定情報が存在していません） その他類似エラー 参考A-№.１２ 「EH11、EH08、EH13に類似するエラーコード一覧」参照	○	○		サービス提供年月が、受給者台帳に登録されている該当サービスの支給決定有効期間外となっている。 具体例） ・事業所が「サービス提供年月」を誤って請求した。 ・市町村等が受給者台帳の「支給決定情報」を未登録。	受給者証の該当サービス「支給決定期間」を確認し、請求内容が正しければ市町村等に状況を確認してください。	A-№.１２
20	EJ08	受付：管理結果と管理結果後利用者負担額の関係が不正です	○			上限額管理結果票の「管理結果番号」と「管理結果後利用者負担額」の内容が一致していない。 具体例） ・他事業所の利用者負担が発生しないにも関わらず「３：利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した」で請求した。	「参考」を参照し、管理結果と管理結果後利用者負担額の内容を確認してください。	A-№.１３

No.	エラーコード	エラーメッセージ	関係機関			原因	対応方法	参考
			事業所	市町村	指定機関			
21	EN02	資格：受給者台帳の上限額管理情報の「上限額管理有無」が「無し」の場合、請求明細書の上限額管理事業所の「管理結果額」は設定できません	○	○		請求明細書の上限額管理事業所の「管理結果額」に値が設定されているが、受給者台帳の上限額管理情報の「上限額管理有無」が「無し」に設定されている。 具体例） ・事業所が「上限額管理事業所情報」を誤って請求した。 ・市町村が受給者台帳の「利用者負担上限額管理情報」を未登録。	受給者証の「利用者負担上限額管理対象者該当の有無」「利用者負担額上限額管理事業所名」を確認し、請求内容が正しければ市町村等に状況を確認してください。	
22	EN21	資格：請求額集計欄の「利用者負担額②」が「１割相当額」、または受給者台帳の給付費等の額の特例情報「市町村が定める額」と一致していません	○			請求明細書「利用者負担額②」の項目に「１割相当額※」以外の金額が入力されている。 具体例） ・「利用者負担額②」に「０」を誤って請求した。	「利用者負担額②」の項目には「１割相当額※」を入力してください。 ※受給者証の特記事項欄に市町村が定める額の記載がある場合は、「当該額」もしくは「１割相当額」のうち小さい額を記載してください。	A-№１４
23	PA41	資格：受給者台帳に提供年月時点で有効な食事提供体制加算情報が登録されていない、または「食事提供体制加算対象者有無」が「無し」です	○	○		①受給者台帳の食事提供体制加算情報・食事提供体制加算対象者有無が「無し」である。 ②サービス提供年月が受給者台帳の食事提供体制加算情報・食事提供体制加算適用有効期間外となっている。 具体例） ・事業所が「サービス提供年月」を誤って請求した。 ・市町村が受給者台帳の「食事提供体制加算情報・食事提供体制加算対象者有無」を未登録。	受給者証の「食事提供体制加算対象者有無」「食事提供体制加算適用有効期間」を確認し、請求内容が正しければ市町村等に状況を確認してください。	A-№１５

No.	エラーコード	エラーメッセージ	関係機関			原因	対応方法	参考
			事業所	市町村	指定機関			
24	PP08	支給量：上限額管理結果票に存在しない事業所の請求明細書があります	○			上限額管理結果票に記載がない事業所から請求明細書の請求があった。 具体例） ・上限額管理結果票に関係事業所の記載が漏れた。	上限額管理結果票に関係事業所の記載漏れがないか確認してください。	A-No.１６
25	PP19	支給量：実績記録票に該当するサービスが請求明細書に存在していません	○			請求明細書と実績記録票は、基本的に（サービスにより異なる）セットで請求するため、「請求明細書が返戻となった場合」もしくは「請求明細書の請求がない場合」は実績記録票も返戻となる。	返戻等一覧表より請求明細書が返戻となったのか、請求明細書の請求が漏れたのかを確認してください。	A-No.１７
26	PQ84	支給量：請求明細書のサービス提供量が実績記録票の算定時間数の合計を超えています	○			請求明細書のサービス提供量が実績記録票の算定時間数の合計を超えている。 具体例） ・事業所が請求明細書の「サービス提供量」または実績記録票の「算定時間数」を誤って請求した。	請求明細書の「サービス提供量」と実績記録票の「算定時間数」を確認してください。	

No.	エラーコード	エラーメッセージ	関係機関			原因	対応方法	参考
			事業所	市町村	指定機関			
27	PR15	支給量：請求明細書の授業後に支援を行った場合に算定する報酬の「回数」が実績記録票の授業の終了後に行う場合の算定回数を超えています	○			請求明細書の授業後に支援を行った場合に算定する報酬の「回数」が実績記録票の授業の終了後に行う場合の「算定回数」を超えている。 具体例） 請求明細書の授業後に支援を行った場合に算定する報酬の「回数」５回 実績記録票の授業の終了後に行う場合の「算定回数」４回	請求明細書の授業後に支援を行った場合に算定する報酬の「回数」と実績記録票の授業の終了後に行う場合の「算定回数」を確認してください。	
28	PU51	受付：実績記録票の「サービス内容」に、同一サービス提供時間で重複できないサービスが設定されています	○			実績記録票の「サービス内容」に、同一サービス提供時間で重複できないサービスが設定されている。 具体例） ・「居宅介護身体介護決定」と「居宅介護家事援助決定」が同一日で、サービス提供時間が重複している。	サービス提供実績記録票情報（明細情報）の日付、サービス内容、開始時間、または終了時間の設定内容を確認してください。	A-No.１８
29	PU61	受付：「算定時間数」が同じ「提供通番」の最終行に設定されていません	○			算定時間数が設定されている情報が、同一提供通番で日付を含む開始時間の最大の情報ではない。 具体例） 同一提供通番の最終の開始時間の行に算定時間数が設定されていない。	サービス提供実績記録票情報（明細情報）の提供通番、日付、開始時間、または算定時間数の設定内容を確認してください。	A-No.１９

No.	エラーコード	エラーメッセージ	関係機関			原因	対応方法	参考
			事業所	市町村	指定機関			
30	PW59	受付：実費算定の合計の「各小計　光熱水費（円）」が光熱水費を算定した日の金額を合計した値を超えています	○			実費算定の「合計・各小計光熱水費（円）」が明細の光熱水費の合計より大きい値である。 具体例） ・実費算定の合計・各小計光熱水費（1,100円）が明細の光熱水費の合計（1,000円）より大きい値である。	サービス提供実績記録票情報（基本情報）の補足給付関係情報及び実費算定の合計の設定内容を確認してください。	A-№.２０

5.「返戻等一覧表」に係る参考

【参考Ａ-№.１】

ECO1 受付：該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています

具体例①）１回目送信分の内容誤りに気づき、１回目送信分の請求取り消しを行わないで、再度同一の請求情報を送信した。

介護給付費・訓練等給付費等明細書（確認リスト）

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助）

市町村番号	049999
助成自治体番号	

令和	○○ 年 2 月分

受給者証番号	9876543210
支給決定障害者等氏名	ｼｮｳｶﾞｲﾀﾛｳ
支給決定に係る障害児氏名	

請求事業者	指定事業所番号	0419999999	
	事業者及びその事業所の名称	○○障害事業所	
		地域区分	その他
	就労継続支援A型事業者負担減免措置実施	無 し	

利用者負担上限月額 ①	0	就労継続支援A型減免対象者	無 し

利用者負担上限額管理事業所	指定事業所番号				
	事業所名称		管理結果		管理結果額

１回目送信分（令和○年２月７日送信分）
※本送信分は受付されます。

介護給付費・訓練等給付費等明細書（確認リスト）

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助）

市町村番号	049999
助成自治体番号	

令和	○○ 年 2 月分

受給者証番号	9876543210
支給決定障害者等氏名	ｼｮｳｶﾞｲﾀﾛｳ
支給決定に係る障害児氏名	

重複

（再度同一の請求情報を送信）

利用者負担上限月額 ①	0
就労継続支援A型減免対象者	無 し

利用者負担上限額管理事業所	指定事業所番号				
	事業所名称		管理結果		管理結果額

２回目送信分（令和○年２月１０日送信分）
※本送信分は返戻となります。

【参考Ａ-№１】

具体例②）同一市町村・同一サービス月の利用者の請求書を複数送信した。

・Ａさんの請求書と明細書（令和〇年２月分）

介護給付費・訓練等給付費等明細書（確認リスト）

介護給付費・訓練等給付費等請求書　（確認リスト）

（　請　求　先　）

☆☆☆☆市長　　殿

下記のとおり請求します。

請求事業者	指定事業所番号	0430000000
	住　所（所在地）	〒999-9999 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	名　称	〇〇障害事業所
	職・氏名	理事長〇〇〇〇

令和　〇〇　年　２　月分

１回目送信分（令和〇年２月７日送信分）
※本送信分は受付されます。

請求書が重複している！！

・Ｂさんの請求書と明細書（令和〇年２月分）

介護給付費・訓練等給付費等明細書（確認リスト）

介護給付費・訓練等給付費等請求書　（確認リスト）

（　請　求　先　）

☆☆☆☆市長　　殿

下記のとおり請求します。

請求事業者	指定事業所番号	0430000000
	住　所（所在地）	〒999-9999 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	名　称	〇〇障害事業所
	職・氏名	理事長〇〇〇〇

令和　〇〇　年　２　月分

２回目送信分（令和〇年２月１０日送信分）
※本送信分は請求書のみが返戻となります。

・同一市町村・同一サービス月の場合、請求情報は分けずに送信してください。
・【種別・請求書】の重複はサービス費等の支払には影響がないため特に再請求の必要はありません。

※請求取下げ依頼方法について【電子請求受付システム 操作マニュアル（事業所編）】

2.2. 請求取下げ依頼

請求受付期間内に、送信した請求情報に不備があることが判明した場合、国保連合会による受付点検処理が始まる前であれば請求情報の取下げ依頼を行うことができます。

ここでは、一度送信した請求情報の取下げを依頼する操作方法について説明します。

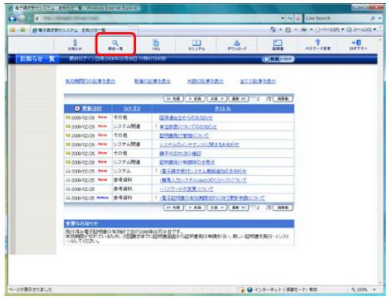

1. 《メインメニュー》より 照会一覧 をクリックします。

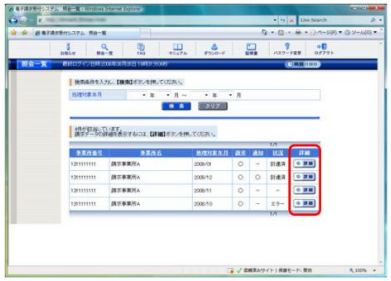

2. 【照会一覧】画面が表示されます。
取下げを行いたい請求情報の 詳細 をクリックします。

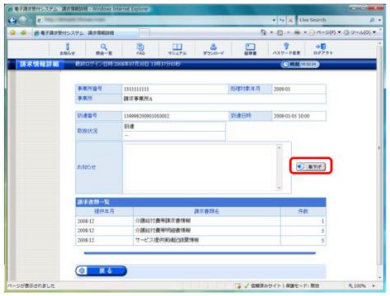

3. 【請求情報詳細】画面が表示されます。内容を確認し、取下げ をクリックします。

Point！ 取下げ について

《取扱状況》欄が[到達]の場合、取下げ が表示されます。取扱状況が到達以外の場合は、取下げ依頼を行うことができないため 取下げ が表示されません。

※《取扱状況》欄の名称については[P32 Point！ 請求情報詳細画面について]を参照してください。

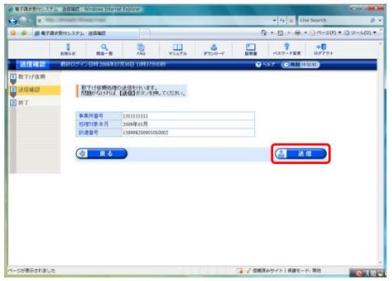

4. 【送信確認】画面が表示されます。
内容を確認し、送信 をクリックすると、取下げ依頼内容が送信されます。

5. 【処理終了】画面が表示されます。
取下げ依頼の結果(承認/否認)については、後でお知らせにて通知されます。

※メールアドレスを国保連合会に登録している場合のみメールでも通知されます。

Point！【処理終了】画面について

① 【処理終了】画面の印刷
印刷 をクリックします。
② 【処理終了】画面の保存
保存 をクリックし、保存先を指定します。
※保存方法については[P9 1.2. 基本操作方法 ⑧添付ファイルのダウンロード方法]を参照してください。

6. 終了 をクリックすると、【請求情報詳細】画面に戻ります。

※請求の取下げはあくまでも依頼となるので、結果の確認は必ず行ってください。結果の確認方法については、[P36 Point！ 請求取下げ依頼の結果確認]を参照してください。

※取下げが承認されると、送信した請求情報は無効となります。請求情報を送信する必要がある場合は、再度、請求情報を送信してください。

Point！ 請求取下げ依頼の結果確認

請求取下げ依頼後、結果の確認方法と結果の画面について説明します。

①取下げ結果の確認方法

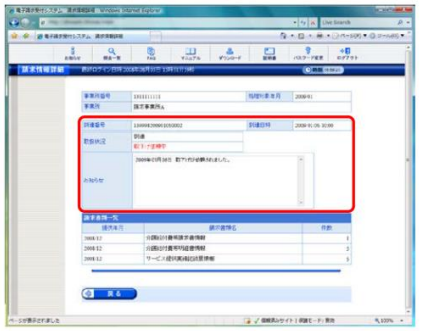

1. P34 の[手順 1.～2.]までを行います。
2. 取下げ依頼を行った請求の【請求情報詳細】画面を表示します。
3. 《取扱状況》《お知らせ》欄に請求取下げ依頼の結果が表示されます。

②取下げ結果の画面紹介

《取下げ依頼が承認された場合》

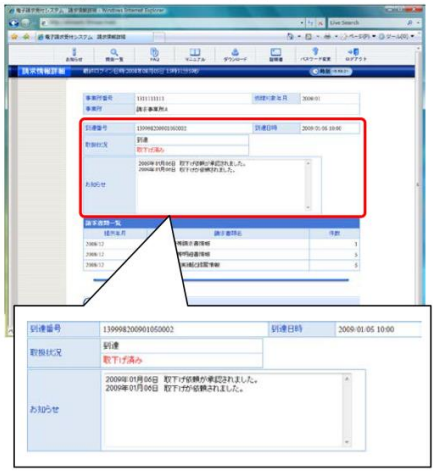

《取下げ依頼が否認された場合》

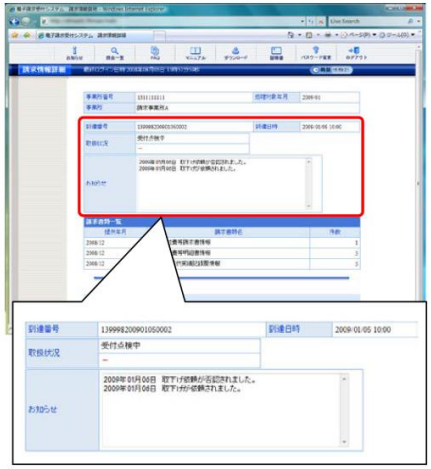

請求取下げは、受付締切（１０日１７：１５）まで何度でも可能です。

【参考A-№.2】

ECO2 受付：該当の情報は既に受付済、または情報内で重複する情報が存在しています

具体例①）実績記録票で同日かつ同様の「支援実績」を２行作成した。

就労継続支援提供実績記録票

受給者証番号	9876543210	支給決定障害者氏名	ショウガイタロウ	事業所番号	0410000000
契約支給量				事業者及びその事業所	○○事業所

確認！！

日付	曜日	サービス提供実績									備考
		サービス提供の状況	開始時間	終了時間	送迎加算		訪問支援特別加算	食事提供加算	施設外支援		
					往	復	時間数				
1	月		9:30	15:30							
1	月		9:30	15:30							
2	火		9:30	15:30							
3	水		9:30	15:30							

同日かつ同様の「支援実績」が２行作成されている

具体例②）誤って２回計画相談請求情報を送信した。

計画相談支援給付費　請求書　（確認リスト）

令和　○○　年　２　月　７　日

（　請　求　先　）

指定事業所番号	0430000000
住　所（所在地）	〒999-9999 ○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○

下記の

１回目送信分（令和○年２月７日送信分）
※本送信分は受付されます。

令和　○○　年　２　月分	
請求金額	百万　千　円　１３，７６０

区分	件数	地域区分	その他	
計画相談支援	1	単位数単価	10.00	円／単位

項番	支給決定障害者等				請求額計算欄			
1	受給者証番号	9876543210	ﾌﾘｶﾞﾅ	ｼｮｳｶﾞｲﾀﾛｳ	サービスコード	単位数	請求額	
	モニタリング日	令和 ○○ 年 1 月 29 日	氏名		******	1,376	13,760	円

計画相談支援給付費　請求書　（確認リスト）

令和　○○　年　２　月　１０　日

（　請　求　先　）

指定事業所番号	0430000000
住　所（所在地）	〒999-9999 ○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○

下記の

２回目送信分（令和○年２月１０日送信分）
※本送信分は返戻となります。

令和　○○　年　２　月分	
請求金額	百万　千　円　１３，７６０

区分	件数	地域区分	その他	
計画相談支援	1	単位数単価	10.00	円／単位

項番	支給決定障害者等				請求額計算欄			
1	受給者証番号	9876543210	ﾌﾘｶﾞﾅ	ｼｮｳｶﾞｲﾀﾛｳ	サービスコード	単位数	請求額	
	モニタリング日	令和 ○○ 年 1 月 29 日	氏名		******	1,376	13,760	円

【参考Ａ-№３】

ECO8 受付：該当の利用者負担上限額管理結果票は既に受付済です

具体例）・提出した年月より前に、既に同一の上限額管理結果票を提出していたが、誤って再提出した。

・上限額管理結果票の情報作成区分を「２：修正」で提出するところを、「１：新規」で再度提出した。

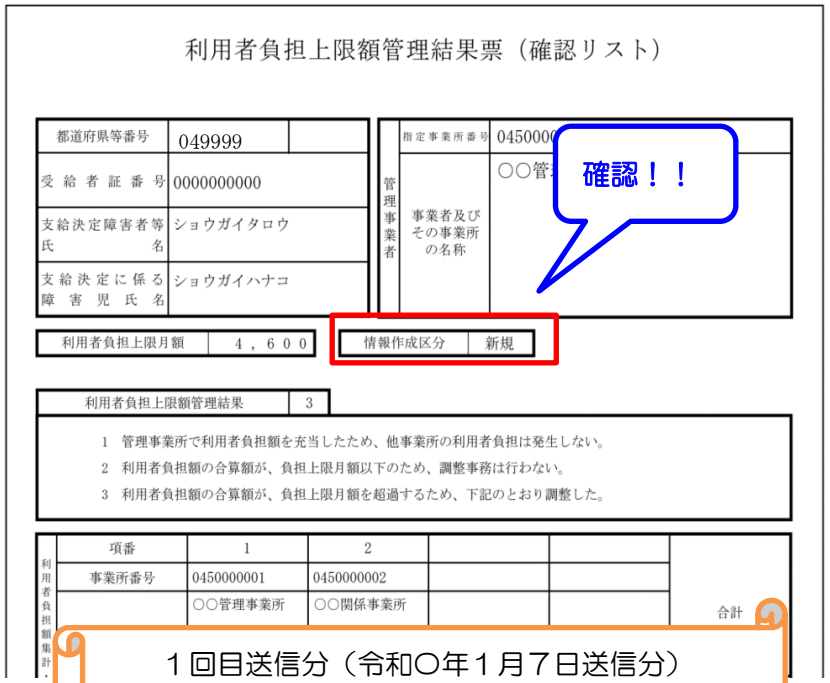

１回目送信分（令和〇年１月７日送信分）
作成区分「１：新規」
※本送信分は受付されます。

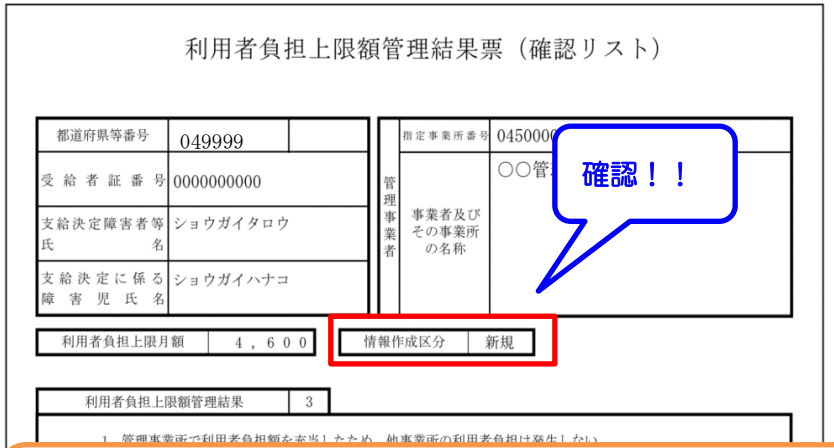

２回目送信分（令和〇年２月１０日送信分）
作成区分「１：新規」
※本送信分は返戻となります。
１回目の提出：「１：新規」
２回目以降の提出：「２：修正」または「３：取消」で請求しないと返戻となります。

既に提出した上限額管理結果票（上記例の場合、令和〇年１月７日送信分）に修正が必要だった場合は、情報作成区分を「２：修正」でデータを作成して、再提出してください。修正が必要ない場合、上限額管理結果票の再提出は不要です。

【参考Ａ-№.４】

ECO9 受付：修正、または取消の対象となる利用者負担上限額管理結果票が存在していません

具体例①）情報作成区分を「１：新規」とすべきところを誤って「２：修正」または「３：取消」でデータを作成した。

提出なし

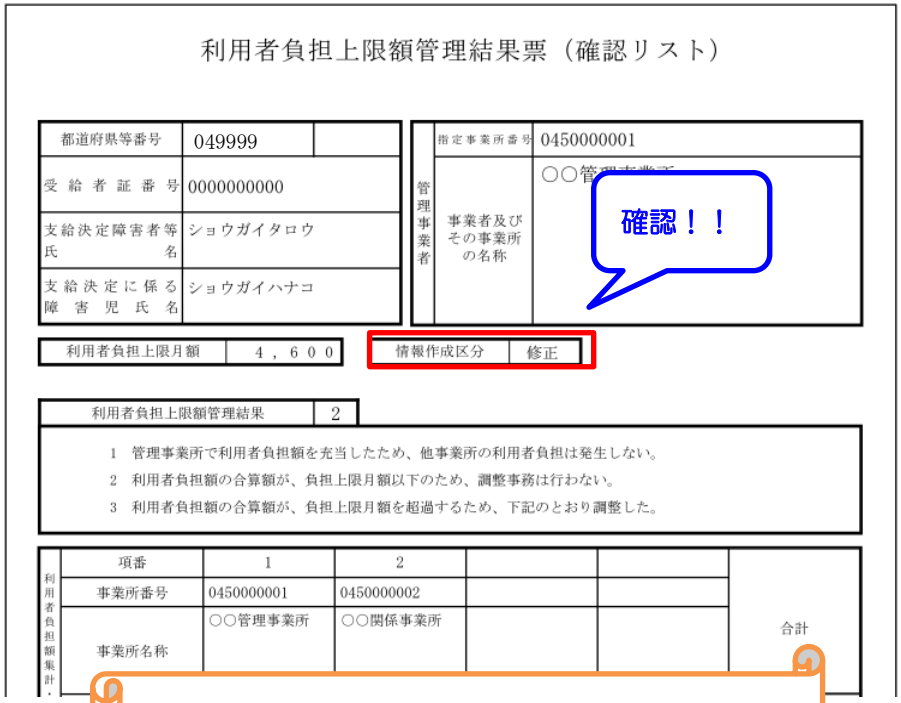

利用者負担上限額管理結果票（確認リスト）

都道府県等番号	049999
受給者証番号	0000000000
支給決定障害者等氏名	ショウガイタロウ
支給決定に係る障害児氏名	ショウガイハナコ

管理事業者	指定事業所番号	0450000001
	事業者及びその事業所の名称	○○管理事業所

確認！！

利用者負担上限月額	４，６００	情報作成区分	修正

利用者負担上限額管理結果	2

1　管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。
2　利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。
3　利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。

利用者負担額集計	項番	1	2			合計
	事業所番号	0450000001	0450000002			
	事業所名称	○○管理事業所	○○関係事業所			

令和○年１月送信分
同一の上限額管理結果票の提出なし

令和○年２月送信分
※本送信分は返戻となります。

本来、初回に提出する上限額管理結果票は情報作成区分を「１：新規」で提出しますが、一度も提出がないまま作成区分を「２：修正」または「３：取消」で提出したためエラーとなっています。
上限額管理結果票の情報作成区分を「１：新規」で再提出してください。

【参考Ａ-№.４】
具体例②）該当の上限額管理結果票が返戻となっていた。

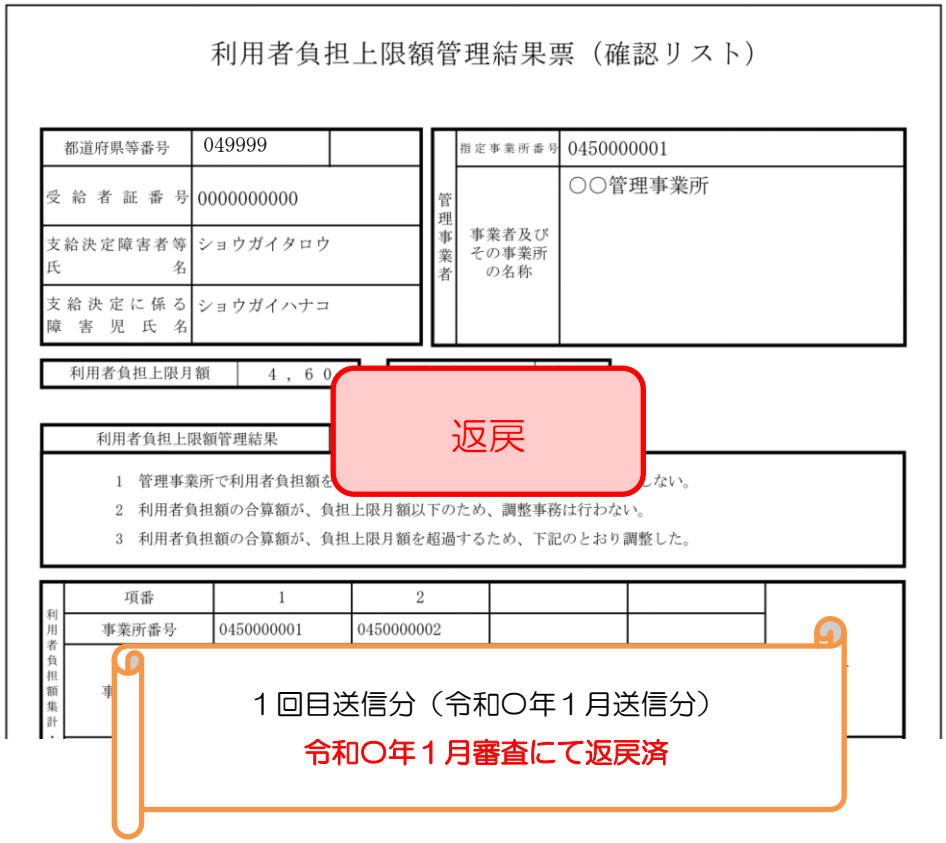

１回目送信分（令和〇年１月送信分）
令和〇年１月審査にて返戻済

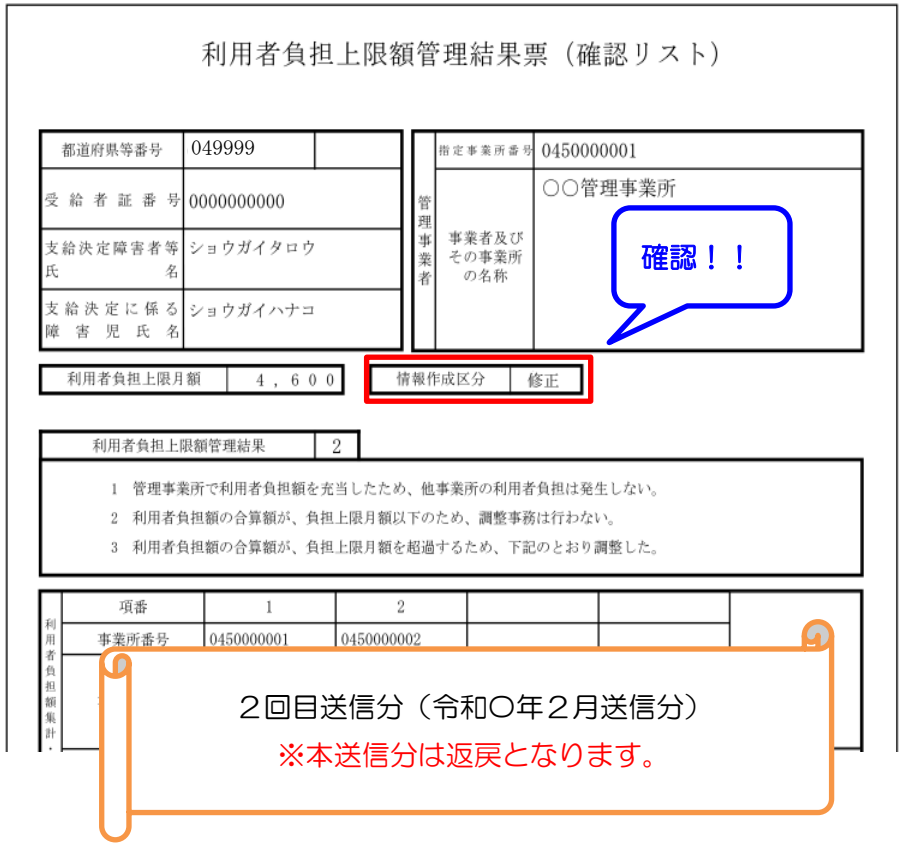

２回目送信分（令和〇年２月送信分）
※本送信分は返戻となります。

１月審査分で提出した上限額管理結果票が返戻（エラー）になっているにも関わらず、２月審査分で情報作成区分を「２：修正」または「３：取消」で提出したためエラーとなっています。
返戻（エラー）となった上限額管理結果票は、国保連合会で受付を行っていない状態であるため、情報作成区分を「１：新規」で再提出してください。

【参考Ａ-№.５】

ED01 資格：該当の請求情報は既に支払確定済です
ED02 資格：該当の請求情報は既に支払確定済です　（※ＥＤ０１は基本情報に関する重複の場合、ＥＤ０２は明細情報に関する重複の場合のエラーとなります）

具体例①）市町村に過誤の依頼をせずに支給決定済みの請求を再送信した。

介護給付費・訓練等給付費等明細書（確認リスト）

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助）

市町村番号	049999
助成自治体番号	

令和　○○　年　１０　月分

受給者証番号	9876543210
支給決定障害者等氏名	ｼｮｳｶﾞｲﾀﾛｳ
支給決定に係る障害児氏名	

請求事業者	指定事業所番号	0419999999
	事業者及びその事業所の名称	○○障害事業所
	地域区分	その他
	就労継続支援A型事業者負担減免措置実施	無

利用者負担上限月額 ①	0	就労継続支援A型減免対象者	無　し

利用者負担上限額管理事業所	指定事業所番号				
	事業所名称		管理結果	管理結果額	

１回目送信分（令和○年１０月１０日送信分）
※本送信分は支給決定済み

介護給付費・訓練等給付費等明細書（確認リスト）

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助）

市町村番号	049999
助成自治体番号	

令和　○○　年　１０　月分

受給者証番号	9876543210
支給決定障害者等氏名	ｼｮｳｶﾞｲﾀﾛｳ
支給決定に係る障害児氏名	

請求事業者	指定事業所番号	0419999999
	事業者及びその事業所の名称	○○障害事業所
	地域区分	その他
	就労継続支援A型事業者負担減免措置実施	無

利用者負担上限月額 ①	0	就労継続支援A型減免対象者	無　し

利用者負担上限額管理事業所	指定事業所番号				
	事業所名称		管理結果	管理結果額	

２回目送信分（令和○年１２月１０日送信分）
（市町村に過誤依頼をせず再送信）
※本送信分は返戻となります。

【参考Ａ-№５】

具体例②）市町村に過誤の依頼をせずに支給決定済みの計画相談支援給付費の請求を再送信した。

計画相談支援給付費　請求書（確認リスト）

令和 ○○ 年 12 月 10 日

（ 請 求 先 ）

○○○○　　殿

下記のとおり請求します。

請求事業者		
	指定事業所番号	0430000000
	住 所（所在地）	〒999-9999 ○○○○○○○○○○○○○○○○
	電話番号	○○○-○○○-○○○○
	名 称	○○障害事業所
	職・氏名	理事長○○○○

令和	○○	年	11	月分

請求金額	百万	千	円
	1	5 , 2	2 0

区分	件数	地域区分	その他	
計画相談支援	1	単位数単価	10.00	円／単位

項番	支給決定障害者等				請求額計算欄			
1	受給者証番号	9876543210	ﾌﾘｶﾞﾅ	ｼｮｳｶﾞｲﾀﾛｳ	サービスコード	単位数	請求額	
	モニタリング日	令和 ○○ 年 11 月 29 日	氏名		******	1,522	15,220	円

計画相談支援給付費　請求書（確認リスト）

令和 ○○ 年 2 月 10 日

（ 請 求 先 ）

○○○○　　殿

下記のとおり請求します。

請求事業者		
	指定事業所番号	0430000000
	住 所（所在地）	〒999-9999 ○○○○○○○○○○○○○○○○
	電話番号	○○○-○○○-○○○○
	名 称	○○障害事業所
	職・氏名	理事長○○○○

令和	○○	年	11	月分

請求金額	百万	千	円
	1	2 , 6	0 0

区分	件数	地域区分	その他	
計画相談支援	1	単位数単価	10.00	円／単位

項番	支給決定障害者等				請求額計算欄			
1	受給者証番号	9876543210	ﾌﾘｶﾞﾅ	ｼｮｳｶﾞｲﾀﾛｳ	サービスコード	単位数	請求額	
	モニタリング日	令和 ○○ 年 11 月 29 日	氏名		******	1,260	12,600	円

１回目送信分（令和〇年１２月１０日送信分）
※本送信分は支給決定済み

２回目送信分（令和〇年２月１０日送信分）
（市町村に過誤依頼をせず再送信）
※本送信分は返戻となります。

【参考A-№.6】

EE01 受付：事業所台帳にサービス提供年月時点で有効な事業所情報が登録されていません

EE03 受付：障害児施設台帳にサービス提供年月時点で有効な事業所情報が登録されていません

具体例）事業所が「事業所番号」を誤って請求した。

利用者負担上限額管理結果票（確認リスト）

令和　○○　年　2　月

都道府県等番号	049999	
受給者証番号	0000000000	
支給決定障害者等氏名	ショウガイタロウ	
支給決定に係る障害児氏名	ショウガイハナコ	

管理事業者	指定事業所番号	0450000001
	事業者及びその事業所の名称	○○管理事業所

利用者負担上限月額	4，600

情報作成区分	新規

利用者負担上限額管理結果	3

1　管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。
2　利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調
3　利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため　した。

確認！！

利用者負担額集計・調整欄					
項番	1	2			
事業所番号	0450000001	0419999999			
事業所名称	○○管理事業所	障害者サービス事業所			
総費用額	40000	30000			
利用者負担額	4000	3000			
管理結果後利用者負担額	4000	600			

事業所で「事業所番号を誤って請求した場合」や
「障害者に対して障害児サービスの事業所番号を、
障害児に対して障害者サービスの事業所番号を誤って請求した場合」
は返戻となります。

※障害者ｻｰﾋﾞｽ事業所名と障害児ｻｰﾋﾞｽ事業所名が同じ場合の誤入力が
多いので注意してください。
0410000000 障害○○ｾﾝﾀｰ（障害者ｻｰﾋﾞｽ）→障害者事業所台帳に登録
0450000000 障害○○ｾﾝﾀｰ（障害児ｻｰﾋﾞｽ）→障害児施設台帳に登録

【参考A-№.7】

EE67 受付：事業所台帳にサービス提供年月時点で有効な上限額管理事業所の指定情報が登録されていません

具体例）事業所が「事業所番号」を誤って請求した。

介護給付費・訓練等給付費等明細書（確認リスト）

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、
生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助）

市町村番号	049999
助成自治体番号	

令和　○○　年　2　月分

受給者証番号	9876543210
支給決定障害者等氏名	ｼｮｳｶﾞｲﾀﾛｳ
支給決定に係る障害児氏名	

請求事業者	指定事業所番号	0419999999	
	事業者及びその事業所の名称	○○障害事業所	
		地域区分	その他
	援A型事業者負担減免措置実施	無　し	

確認！！

利用者負担上限月額 ①	9，300	就労継続支援A型減免対象者	無　し

利用者負担上限額管理事業所	指定事業所番号	0459999999				
	事業所名称		管理結果	3	管理結果額	0

※障害者ｻｰﾋﾞｽ事業所名と障害児ｻｰﾋﾞｽ事業所名が同じ場合の誤入力が
多いので注意してください。
0410000000 障害○○ｾﾝﾀｰ（障害者ｻｰﾋﾞｽ）→障害者事業所台帳に登録
0450000000 障害○○ｾﾝﾀｰ（障害児ｻｰﾋﾞｽ）→障害児施設台帳に登録

【参考A-№.8】

EG02 資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の認定情報が登録されていません

EG01 資格：障害児支援受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の認定情報が登録されていません

具体例）事業所が「受給者証番号」または「都道府県等番号（市町村番号）」を誤って請求した。

介護給付費・訓練等給付費等明細書（確認リスト）

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助）

市町村番号	○○○○○
助成自治体番号	

令和　○○　年　0　月分

受給者証番号	9876543210
支給決定障害者等氏名	ｼｮｳｶﾞｲﾀﾛｳ
支給決定に係る障害児氏名	

請求事業者	指定事業所番号	0419999999
	事業者及びその事業所の名称	○○障害事業所
	地域区分	その他
	就労継続支援A型事業者負担減免措置実施	無　し

利用者負担上限月額 ①	0	就労継続支援A型減免対象者	無　し

利用者負担上限額管理事業所	指定事業所番号				
	事業所名称		管理結果		管理結果額

確認！！

確認！！

障害福祉サービス受給者証

受給者証番号		0000000000
支給決定障害者等	居住地	
	フリガナ	
	氏名	□□　□□
	生年月日	
障害児	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
障害種別		
交付年月日		
支給市町村及び印		******

サンプル

請求明細書の「受給者証番号」または「都道府県等番号（市町村番号）」が受給者証と異なっているためエラーとなっています。

- 受給者証に記載されている「受給者証番号」もしくは「都道府県等番号（市町村番号）」を確認してください。
- 受給者証に記載されている「受給者証番号」もしくは「都道府県等番号（市町村番号）」と差異がない場合は、受給者証に記載されている市町村等にお問い合わせください。

【参考A-No.9】

EG05 資格：請求情報の上限額管理事業所番号が受給者台帳の「利用者負担上限額情報・上限額管理事業所番号」と一致していません

具体例）事業所が「利用者負担上限額管理事業所」を誤って請求した。

介護給付費・訓練等給付費等明細書（確認リスト）

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助）

市町村番号	049999
助成自治体番号	

令和　○○　年　１０　月分

受給者証番号	9876543210
支給決定障害者等氏名	ｼｮｳｶﾞｲﾀﾛｳ
支給決定に係る障害児氏名	

請求事業者	指定事業所番号	0419999999	
	事業者及びその事業所の	○○障害事業所	
	区分	その他	
	就労継続支援A型減免措置実施	無　し	

確認！！

利用者負担上限月額 ①	0	就労継続支援A型減免対象者	無　し

利用者負担上限額管理事業所	指定事業所番号	04000000000			
	事業所名称	□□障害事業所	管理結果	管理結果額	

障害福祉サービス受給者証

受給者証番号	0000000000

支給決定障害者等

利用者負担に関する事項

利用者負担割合（原則）	1割	負担上限月額	
適用期間	令和　年　月　日から令和　年　月　日まで		
社会福祉法人等による軽減措置の適用			
軽減適用期間	令和　年　月　日から　まで		
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	有		
利用者負担上限額管理事業所名			

確認！！

障害児

障害

交付

支給及

特記事項欄

サンプル

予備欄

請求明細書の「利用者負担上限額管理事業所」と受給者台帳の「上限額管理事業所」の事業所情報が一致していないためエラーとなっています。

- 請求明細書の「利用者負担上限額管理事業所」と受給者証の「利用者負担上限額管理事業所」を確認してください。
- 受給者証を確認し、差異がない場合は、受給者証に記載されている市町村等にお問い合わせください。

【参考Ａ-№１０】

EG12 資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の利用者負担上限月額情報が登録されていません

EG09 資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の利用者負担上限額管理情報が登録されていません

具体例）サービス提供年月が、利用者負担上限月額有効期間外である。

介護給付費・訓練等給付費等明細書（確認リスト）

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助）

令和　n　年　１０　月分

確認！！

市町村番号	049999
助成自治体番号	

受給者証番号	9876543210
支給決定障害者等氏名	ｼｮｳｶﾞｲﾀﾛｳ
支給決定に係る障害児氏名	

請求事業者	指定事業所番号	0419999999	
	事業者及びその事業所の名称	○○障害事業所	
	地域区分	その他	
	就労継続支援A型事業者負担減免措置実施	無　し	

利用者負担上限月額 ①	0	就労継続支援A型減免対象者	無　し

利用者負担上限額管理事業所	指定事業所番号	04000000000			
	事業所名称	□□障害事業所	管理結果		管理結果額

利用者負担に関する事項			
利用者負担割合（原則）	1割	負担上限月額	
適用期間	令和n年1月1日から令和n年9月30日まで		
社会福祉法人等による軽減措置の適用			
軽減適用期間	令和　年　月　日から令和　年　月　日まで		
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	有		
利用者負担上限額管理事業所名	サンプル		
特記事項欄			
予備欄			

確認！！

サービス提供年月が令和ｎ年１０月になっているが、受給者証の利用者負担に関する事項の適用期間の終了年月日が令和ｎ年９月３０日となっており、利用者負担上限月額有効期間外のため、エラーとなっています。

- 受給者証に記載の利用者負担上限月額情報の有効期間を確認してください。
- 有効期間内の場合は、受給者証に記載されている市町村等にお問い合わせください。

【参考A-No.１１】

EG17 資格：上限額管理対象外の受給者です

具体例）請求明細書に上限額管理事業所情報を入力しているが、受給者台帳の「上限額管理有無」が「無し」である。

介護給付費・訓練等給付費等明細書（確認リスト）

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助）

市町村番号	049999
助成自治体番号	

令和　n　年　１０　月分

受給者証番号	9876543210
支給決定障害者等氏名	ｼｮｳｶﾞｲﾀﾛｳ
支給決定に係る障害児氏名	

請求事業者		
指定事業所番号	0419999999	
事業者及びその事業所の名称	○○障害事業所	
地域区分	その他	
就労継続支援A型事業者負担減免措置実施	無　し	

利用者負担上限月額 ①	0	就労継続支援A型減免対象者	無　し

利用者負担上限額管理事業所	指定事業所番号	04000000000			
	事業所名称	□□障害事業所	管理結果		管理結果額

利用者負担に関する事項			
利用者負担割合（原則）	1割	負担上限月額	
適用期間	令和　年　月　日から令和　年　月　日まで		
社会福祉法人等による軽減措置の適用			
軽減適用期間	令和　年　月　日から令和　年　月　日まで		
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	無		
利用者負担上限額管理事業所名			
特記事項欄	サンプル		
予備欄			

確認！！

受給者証の「利用者負担上限額管理対象者該当の有無」が「無」になっているが、請求明細書には指定事業所情報を入力しているため、エラーとなっています。

- 受給者証の利用者負担上限額管理対象者該当の有無を確認してください。
- 受給者証等を確認し、差異がない場合は、受給者証に記載されている市町村等にお問い合わせください。

【参考Ａ-№１２】

EH11 資格：請求明細書の明細情報「サービスコード」に該当する受給者台帳の支給決定情報がサービス提供年月時点で有効ではありません

EH08 資格：請求明細書の日数情報「サービス種類コード」に該当する受給者台帳の支給決定情報が存在していません

EH13 資格：請求明細書の日数情報「サービス種類コード」に該当する障害児支援受給者台帳の支給決定情報が存在していません

具体例）事業所が「サービス提供年月」を誤って請求した。

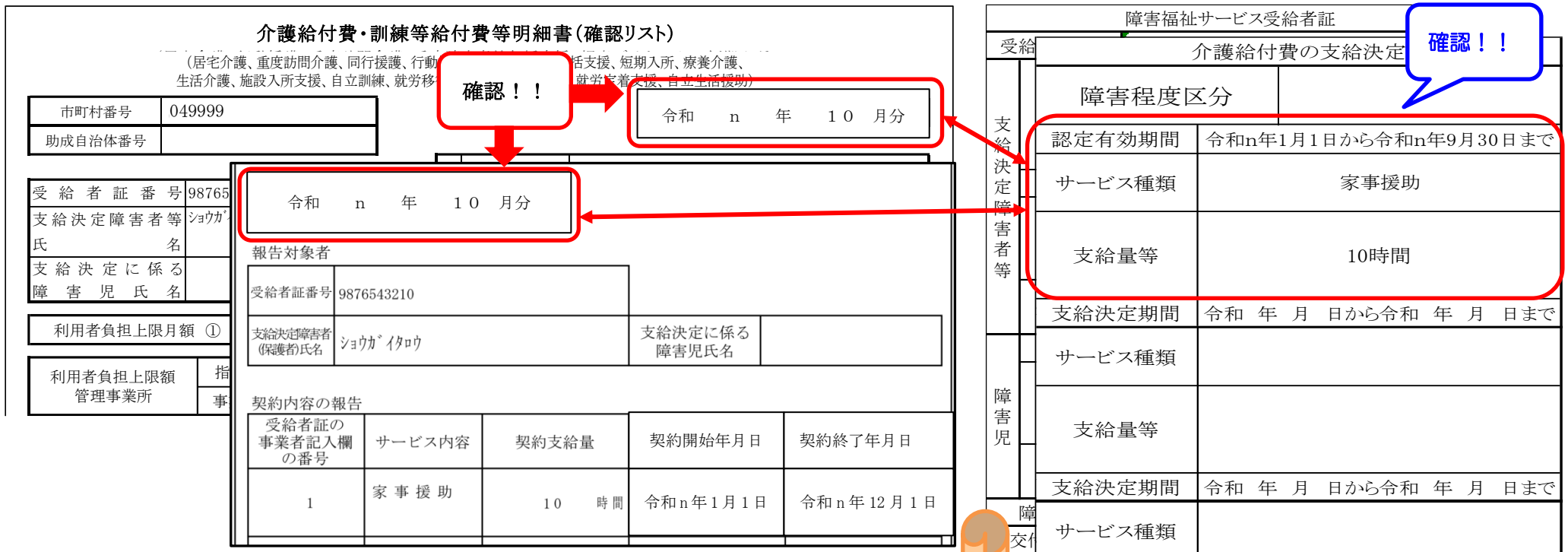

サービス提供年月が受給者証の該当サービスの支給決定の決定支給期間（終了年月日）より後であるためエラーとなっています。（上記例の場合、令和ｎ年 10 月サービス分として居宅介護の家事援助の請求明細情報及び契約情報を作成し請求しているが、受給者証の支給決定有効期間が令和ｎ年９月 30 日で終了しているため）

- 受給者証に記載されている支給決定情報を確認してください。
- サービス提供年月が受給者証の支給決定期間内である場合は、受給者証に記載されている市町村等にお問い合わせください。

【参考Ａ-№１２】EH11、EH08、EH13 に類似するエラーコード一覧

EH11に類似するエラーコード一覧

エラーコード	エラーメッセージ
EH12	資格：請求明細書の契約情報「決定サービスコード」に該当する受給者台帳の支給決定情報がサービス提供年月時点で有効ではありません
EH16	資格：請求明細書の明細情報「サービスコード」に該当する障害児支援受給者台帳の支給決定情報がサービス提供年月時点で有効ではありません
EH17	資格：請求明細書の契約情報「決定サービスコード」に該当する障害児支援受給者台帳の支給決定情報がサービス提供年月時点で有効ではありません

EH08に類似するエラーコード一覧

エラーコード	エラーメッセージ
EH09	資格：請求明細書の明細情報「サービスコード」に該当する受給者台帳の支給決定情報が存在していません
EH10	資格：請求明細書の契約情報「決定サービスコード」に該当する受給者台帳の支給決定情報が存在していません

EH13に類似するエラーコード一覧

エラーコード	エラーメッセージ
EH14	資格：請求明細書の明細情報「サービスコード」に該当する障害児支援受給者台帳の支給決定情報が存在していません
EH15	資格：請求明細書の契約情報「決定サービスコード」に該当する障害児支援受給者台帳の支給決定情報が存在していません

【参考Ａ-№.１３】利用者負担上限額管理について

１．利用者負担上限額管理結果番号

「１」・・・管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。

※管理事業所で１割相当額が利用者負担上限月額以上の場合に使用する番号です。

※管理結果額→「管理事業所：利用者負担上限月額」「関係事業所：０」

「２」・・・利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。

※管理・関係全事業所を合計した１割相当額が利用者負担上限月額以下の場合に使用する番号です。

※管理結果額→「管理事業所：１割相当額」「関係事業所：１割相当額」

「３」・・・利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。

※管理事業所で１割相当額が利用者負担上限月額未満で調整事務が行われた場合に使用する番号です。

※管理結果額→「管理事業所：１割相当額」「関係事業所：調整額」

２．厚生労働省平成 21 年度障害福祉サービス報酬改定に係るＱ＆Ａ（VOL.1）

【利用者負担上限額管理加算】

問１－８以下の月について、加算の算定の可否如何。

① 上限額管理事業所のみを利用し、他の事業所の利用がない月

② 上限額管理事業所及び他事業所を利用した月

③ 上限額管理事業所の利用がなく、他の事業所のみを利用した月

（答）① 上限額に達しているか否かにかかわらず、加算を算定できない。

② 〃 加算を算定できる。

③ 〃 加算を算定できる。

【参考Ａ-№１３】

EJ08 受付：管理結果と管理結果後利用者負担額の関係が不正です

具体例①）他事業所の利用者負担が発生しないにも関わらず「３：利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。」で請求した。

利用者負担上限額管理結果票（確認リスト）

令和　○○　年　２　月分

都道府県等番号	049999	
受給者証番号	0000000000	
支給決定障害者等氏名	ショウガイタロウ	
支給決定に係る障害児氏名	ショウガイハナコ	

管理	指定事業所番号	0450000001
		○○管理事業所

利用者負担上限月額	４，６００
区分	新規

確認！！
※本事例の場合は管理結果「１」

利用者負担上限額管理結果	3

1　管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。
2　利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。
3　利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。

利用者負担額集計・調整欄						
項番	1	2				合計
事業所番号	0450000001	0450000002				
事業所名称	○○管理事業所	○○関係事業所				
総費用額	100000	40000				140000
利用者負担額	4600	4000				8600
管理結果後利用者負担額	4600	0				4600

【参考Ａ-№１３】

具体例②）管理事業所にも関わらず上限額管理後利用者負担額が上限額まで徴収されていない。

＜請求:利用者負担上限額管理事業所＞

利用者負担上限月額 ①	9,300	就労継続支援A型減免対象者	無　し

利用者負担上限額管理事業所	指定事業所番号	0419999999				
	事業所名称	○○障害事業所	管理結果	3	管理結果額	5,000

請求額集計欄															合計
サービス種類コード		○	○○○○												
サービス利用日数	集計欄分類番号	○	日	○		日			日			日			
給付単位数		10,000													
単位数単価		10.000	円/単位												
総費用額		100,000													
1割相当額		10,000													
利用者負担額②		10,000													
上限月額調整(①②の内少ない数)		9,300													9,300
調整後利用者負担額															
上限額管理後利用者負担額		5,000													5,000
決定利用者負担額		5,000													5,000
請求額	給付費	95,000													95,000

利用者負担上限額管理事業所の場合
上限月額調整が「９，３００」であれば
「管理結果：１　管理結果額：９，３００」
「上限額管理後利用者負担額：９，３００」
で請求してください。

「１」・・・管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない
「２」・・・利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない
「３」・・・利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した

【参考Ａ-№１３】

具体例③）管理結果額が１割相当額を超えて請求されている。

＜請求：利用者負担上限額管理事業所＞

利用者負担上限月額 ①	9,300	就労継続支援A型減免対象者	無　し

利用者負担上限額管理事業所	指定事業所番号	0419999999				
	事業所名称	○○障害事業所	管理結果	2	管理結果額	7,000

請求額集計欄												合計
サービス種類コード		○	○○○○									
サービス利用日数	集計欄分類番号	○	日	○		日						
給付単位数		5000										
単位数単価		10.000	円/単位									
総費用額		50,000										
1割相当額		5,000										
利用者負担額②		5,000										
上限月額調整(①②の内少ない数)		5,000										
調整後利用者負担額												
上限額管理後利用者負担額		5,000										5,000
決定利用者負担額		5,000										5,000
請求額	給付費	45,000										45,000

利用者負担上限額管理事業所の場合
１割相当額が「５，０００」であれば
「管理結果：２　管理結果額：５，０００」又は
「管理結果：３　管理結果額：５，０００」
で請求してください。

「１」・・・管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない
「２」・・・利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない
「３」・・・利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した

【参考Ａ-№１３】

具体例④）管理結果額が１割相当額を超えて請求されている。

＜請求：関係事業所＞

利用者負担上限月額 ①	9,300	就労継続支援A型減免対象者	無　し

利用者負担上限額管理事業所	指定事業所番号	0419999999				
	事業所名称	○○障害事業所	管理結果	2	管理結果額	4,000

請求額集計欄																	合計
サービス種類コード		○	○○○○														
サービス利用日数	集計欄分類番号	○	日	○		日			日			日					
給付単位数		3,000															
単位数単価		10.000	円/単位														
総費用額		30,000															
1割相当額		3,000															
利用者負担額②		3,000															
上限月額調整(①②の内少ない数)		3,000															3,000
調整後利用者負担額																	
上限額管理後利用者負担額		3,000															3,000
決定利用者負担額		3,000															3,000
請求額	給付費	27,000															27,000

関係事業所の場合
「管理結果：２」であれば「管理結果額：３，０００」
で請求してください。

「１」・・・管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない
「２」・・・利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない
「３」・・・利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した

【参考A-№１３】

具体例⑤）上限額管理後利用者負担額が０にも関わらず管理結果額に金額がある。

＜請求：関係事業所＞

利用者負担上限月額 ①	9,300	就労継続支援A型減免対象者	無　し

利用者負担上限額管理事業所	指定事業所番号	0419999999				
	事業所名称	○○障害事業所	管理結果	1	管理結果額	9,300

請求額集計欄															合計
サービス種類コード		○	○○○○												
サービス利用日数	集計欄分類番号	○	日	○		日			日			日			
給付単位数		10,000													
単位数単価		10.000	円/単位												
総費用額		100,000													00
1割相当額		10,000													
利用者負担額②		10,000													
上限月額調整(①②の内少ない数)		9,300													9,300
調整後利用者負担額															
上限額管理後利用者負担額		0													0
決定利用者負担額		0													0
請求額	給付費	100,000													100,000

関係事業所の場合
「上限額管理後利用者負担額：０」であれば
「管理結果：１　管理結果額：０」
で請求してください。

「１」・・・管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない
「２」・・・利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない
「３」・・・利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した

【参考Ａ-№１４】

EN21 資格：請求額集計欄の「利用者負担額②」が「１割相当額」、または受給者台帳の給付費等の額の特例情報「市町村が定める額と一致していません

具体例）「利用者負担額②」に「０」を入力した。

利用者負担上限月額 ①	0	就労継続支援A型減免対象者	無　し

利用者負担上限額管理事業所	指定事業所番号					
	事業所名称		管理結果		管理結果額	

請求額集計欄														合計
サービス種類コード		○	○○○○											
サービス利用日数	集計欄分類番号	○	日	○		日			日			日		
給付単位数		10000												
単位数単価		10.000	円/単位			単位			円/単位			円/単位		
総費用額		100,000												100,000
1割相当額		10,000												
利用者負担額②		0												
上限月額調整(①②の内少ない数)		0												0
調整後利用者負担額														
上限額管理後利用者負担額		0												0
決定利用者負担額		0												0
請求額	給付費	100,000												100,000

確認！！

「利用者負担額②」の項目には「１割相当額」または受給者台帳の給付費等の額の特例情報「市町村が定める額」を入力してください。

【参考A-№.１５】

PA41 資格：受給者台帳に提供年月時点で有効な食事提供体制加算情報が登録されていない、または「食事提供体制加算対象者有無」が「無し」です

具体例）事業所が「サービス提供年月」を誤って請求した。

介護給付費・訓練等給付費等明細書（確認リスト）

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助）

市町村番号	049999
助成自治体番号	

令和　n　年　5　月分

受給者証番号	9876543210
支給決定障害者等氏名	ｼｮｳｶﾞｲﾀﾛｳ
支給決定に係る障害児氏名	

請求事業者	指定事業所番号	0419999999
	事業者及びその事業所の名称	○○障害事業所
	地域区分	その他
	就労継続支援A型事業者負担減免措置実施	無　し

利用者負担上限月額 ①	0	就労継続支援A型減免対象者	無　し

利用者負担上限額管理事業所	指定事業所番号				
	事業所名称		管理結果		管理結果額

サービス種別											
	15	開始年月日	令和 ○○ 年 2 月 1 日	終了年月日	令和　年　月　日	利用日数		外泊日数	
		開始年月日	令和　年　月　日	終了年月日	令和　年　月　日	利用日数		外泊日数	
		開始年月日	令和　年　月　日	終了年月日	令和　年　月　日	利用日数		外泊日数	

確認！！

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
	就労B食事提供体制加算	******	30	3	90	

障害福祉サービス受給者証

受給者証番号	0000000000
支給決定障害者等 居住地	サンプル
フリガナ	

利用者負担に関する事項			
利用者負担割合（原則）	1割	負担上限月額	サンプル
適用期間	令和　年　月　日から令和　年　月　日まで		
食事提供体制加算対象者	該当		
適用期間	令和n年1月1日から令和n年4月30日まで		

障害児	
障害	
交付	
支給市町村及び印	

確認！！

サービス提供年月が受給者証の食事提供体制加算適用期間（終了年月日）より後であるためエラーとなっています。

（上記例の場合、令和ｎ年５月サービス分として就労Ｂ食事提供体制加算の請求明細情報を作成し請求しているが、受給者証の食事提供体制加算適用期間が令和ｎ年４月30日で終了しているため）

- 受給者証に記載されている食事提供体制加算適用期間を確認してください。
- サービス提供年月が受給者証の食事提供体制加算適用期間内である場合は、受給者証に記載されている市町村等にお問い合わせください。

【参考A-№.１６】

PP08 支給量：上限額管理結果票に存在しない事業所の請求明細書があります

具体例）上限額管理結果票に関係事業所の記載が漏れた。

利用者負担上限額管理結果票（確認リスト）

令和　○○　年　2　月分

都道府県等番号	049999
受給者証番号	0000000000
支給決定障害者等氏名	ショウガイタロウ
支給決定に係る障害児氏名	ショウガイハナコ

管理事業者	指定事業所番号	0450000001
	事業者及びその事業所の名称	○○管理事業所

利用者負担上限月額	4，600
情報作成区分	

確認！！
関係事業所の記載漏れがないか確認してください。

利用者負担上限額管理結果	3

1　管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は
2　利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わ
3　利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとお　調整した。

利用者負担額集計・調整欄						合計
項番	1	2				
事業所番号	0450000001	0450000002				
事業所名称	○○管理事業所	○○関係事業所				
総費用額	100000	40000				140000
利用者負担額	46	4				8600
管理結果後利用者負担額	46					4600

A事業所

介護給付費・訓練等給付費等明細書（確認リスト）

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助）

令和　○○　年　2　月分

市町村番号	049999
助成自治体番号	

受給者証番号	9876543210
支給決定障害者等氏名	ｼｮｳｶﾞｲﾀﾛｳ
支給決定に係る障害児氏名	

請求事業者	指定事業所番号	0450000002
	事業者及びその事業所の名称	○○関係事業所
	地域区分	その他
	就労継続支援A型事業者負担減免措置実施	無　し

A事業所

利用者負担上限月額 ①	4,600	就労継続支援A型減免対象者	無　し

利用者負担上限額管理事業所	指定事業所番号	0450000001			
	事業所名称	○○管理事業所	管理結果	3	管理結果額 0

介護給付費・訓練等給付費等明細書（確認リスト）

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助）

令和　○○　年　2　月分

市町村番号	049999
助成自治体番号	

受給者証番号	9876543210
支給決定障害者等氏名	ｼｮｳｶﾞｲﾀﾛｳ
支給決定に係る障害児氏名	

請求事業者	指定事業所番号	0450000003
	事業者及びその事業所の名称	○○関係事業所
	地域区分	その他
	就労継続支援A型事業者負担減免措置実施	無　し

B事業所

利用者負担上限月額 ①	4,600	就労継続支援A型減免対象者	無　し

利用者負担上限額管理事業所	指定事業所番号	0450000001			
	事業所名称	○○管理事業所	管理結果	3	管理結果額 0

上記例の場合、上限額管理結果票の「利用者負担額集計・調整」に、B事業所の情報がないが、B事業所から請求があったため、エラーとなっています。
上限額管理結果票に関係事業所の記載漏れがないか確認してください。

【参考Ａ-№１７】

PP19 支給量：実績記録票に該当するサービスが請求明細書に存在していません

説明）実績記録票は＜同受給者/同サービス提供月＞の「請求明細書が返戻となった場合」「請求明細書の請求がない場合」全て返戻となります。
なお、＜同受給者/同サービス提供月＞の請求情報を受付した場合の「請求明細書」「実績記録票」「上限額管理結果票」の関係性は以下のとおりとなります。

<table>
<tr><th colspan="2">主帳票の処理</th><th colspan="2">関係帳票の処理</th></tr>
<tr><td rowspan="3">請求明細書</td><td>返戻</td><td rowspan="2">実績記録票→返戻
※1 返戻エラー</td><td rowspan="2">上限額管理結果票→決定</td></tr>
<tr><td>未請求</td></tr>
<tr><td>過誤（取下げ）</td><td>実績記録票→過誤（取下げ）
（自動で取下げ）</td><td>上限額管理結果票→過誤されない</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実績記録票</td><td>返戻</td><td rowspan="2">請求明細書→決定※2
※3 警告エラー</td><td rowspan="2">上限額管理結果票→決定</td></tr>
<tr><td>未請求</td></tr>
<tr><td rowspan="2">上限額管理結果票</td><td>返戻</td><td rowspan="2">請求明細書→決定※2
※4 警告エラー</td><td rowspan="2">実績記録票→決定</td></tr>
<tr><td>未請求</td></tr>
</table>

※1「PP19」：支給量：実績記録票に該当するサービスが請求明細書に存在していません
※2 請求明細書に他の返戻エラーがない場合。
※3「PP15」：※支給量：明細書のサービスに該当する実績記録票がありません
※4「PP20」：※支給量：明細書のサービスに該当する実績記録票がありません
※実績記録票のみの過誤処理はできません。また、上限額管理結果票は過誤ができません。

【参考Ａ-№１８】

PU51 受付：実績記録票の「サービス内容」に、同一サービス提供時間で重複できないサービスが設定されています

具体例）サービス内容の「１１１０００：居宅介護身体介護決定」と「１１３０００：居宅介護通院介助（身体介護伴う）決定」が同一日で、サービス提供時間が重複している。

居宅介護サービス提供実績記録票情報（明細情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	提供通番	日付	サービス内容	開始時間	終了時間	算定時間数	・・・
2018.04	991111	9910011111	9900000001	1	01	111000	10:00	12:00	—	・・・
2018.04	991111	9910011111	9900000001	1	01	111000	13:00	15:00	—	・・・
2018.04	991111	9910011111	9900000001	1	01	111000	16:00	18:00	6.0	・・・
2018.04	991111	9910011111	9900000001	2	01	113000	14:00	15:00	1.0	・・・

同一サービス提供時間で重複できないサービスが設定されている！！

確認！！

例）居宅介護サービス提供実績記録票（一次審査で正常）の場合

居宅介護サービス提供実績記録票（確認リスト）

1 枚中 1 枚

受給者証番号	9900000001	支給決定障害者等氏名	受給　太郎	障害児氏名		事業所番号	9910011111
契約支給量	身体介護　100時間／月 家事援助　50時間／月	通院介助（身体介護伴う）　60時間／月				事業者及びその事業所	Ａ事業所

初任者研修課程修了者が作成した居宅介護計画に基づき提供する場合　非該当

提供通番	日付	曜日	回数	サービス内容	運転	ヘルパー資格	サービス提供時間 開始時間	サービス提供時間 終了時間	算定時間数 時間	算定時間数 乗降	派遣人数	前月継続サービス	初回加算	緊急時対応加算	福祉専門職員等連携加算	同一建物減算	備考
1	1	日		身体		重訪	10:00	12:00			1						
1	1	日		身体		重訪	13:00	15:00			1						
1	1	日		身体		重訪	16:00	18:00	6.00		1						
2	1	日		通院(伴う)		重訪	15:00	16:00	1.00		1						
3	2	月		身体		重訪	13:00	14:00	1.00		1						

居宅介護サービス提供実績記録票情報（明細情報）の日付、サービス内容、開始時間、または終了時間の設定内容を確認してください。

【参考Ａ-№.１９】

PU61 受付：「算定時間数」が同じ「提供通番」の最終行に設定されていません

具体例）「算定時間数」が同じ「提供通番」の最終行に設定されていない。

居宅介護サービス提供実績記録票情報（明細情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	提供通番	日付	開始時間	終了時間	算定時間数	・・・
2019.10	991111	9910011111	9900000001	1	01	10:00	12:00	―	・・・
2019.10	991111	9910011111	9900000001	1	01	13:00	15:00	6.0	・・・
2019.10	991111	9910011111	9900000001	1	01	16:00	18:00	―	・・・

確認！！

例）居宅介護サービス実績記録票情報（一次審査で正常）の場合

居宅介護サービス提供実績記録票（確認リスト）

1 枚中 1 枚

受給者証番号	9900000001	支給決定障害者等氏名	受給　太郎	障害児氏名		事業所番号	9910011111
契約支給量	身体介護　100時間／月 家事援助　50時間／月	通院介助（身体介護伴う）　60時間／月				事業者及びその事業所	Ａ事業所

初任者研修課程修了者が作成した居宅介護計画に基づき提供する場合　非該当

提供通番	日付	曜日	回数	サービス内容	運転	ヘルパー資格	サービス提供時間 開始時間	サービス提供時間 終了時間	算定時間数 時間	算定時間数 乗降	派遣人数	前月継続サービス	初回加算	緊急時対応加算	福祉専門職員等連携加算	同一建物減算	備考
1	1	日		身体		重訪	10:00	12:00			1						
1	1	日		身体		重訪	13:00	15:00			1						
1	1	日		身体		重訪	16:00	18:00	6.00		1						
2	2	月		身体		重訪	11:00	12:00			1						

算定時間数が最終行に設定されていないため、設定情報を確認してください。

【参考Ａ-№.２０】

PW59 受付：実費算定の合計の「各小計　光熱水費（円）」が光熱水費を算定した日の金額を合計した値を超えています

具体例）実費算定の合計・各小計　光熱水費（円）が明細の光熱水費の合計より大きい値である。

施設入所支援提供実績記録票情報（基本情報）

サービス提供年月	事業所番号	受給者証番号	補足給付関係情報			実費算定の合計		…
			補足給付適用の有無	光熱水費の単価 一日（円／日）	光熱水費の単価 一月（円／月）	光熱水費（回）	各小計 光熱水費（円）	
2020.10	9910011111	9900000001	2	100	－	10	1,100	…

100 × 10 ＝ 1,000 円

確認！！

サービス提供実績記録票情報（基本情報）の補足給付関係情報及び実費算定の合計の設定内容を確認してください。

例）施設入所支援提供実績記録票（一次審査で正常）の場合

日付	曜日	サービス提供の状況	入院・外泊時加算	入院時支援特別加算 提供回数	入院時支援特別加算 算定回数		地域移行加算	体験宿泊支援加算	重度障害者支援加算（一定の条件を満たす場合）	朝食	昼食	夕食	光熱水費	定員超過	
1	水	外泊→入院								1	1		1		
2	木	入院	1												
3	金	入院	1												
4	土	入院	1										1		
5	日	入院→外泊													
6	月	外泊	1					1				1	1		
7	火	外泊						1		1	1	1	1		
8	水	外泊								1	1	1	1		
9	木						1			1	1	1	1		地域移行へ向けた支援を実施
10	金									1	1	1	1		
11	土									1	1	1	1		
12	日									1	1	1	1		
13	月									1	1	1	1		
14	火									1	1	1	1		
15	水									1	1	1	1		
16	木									1	1	1	1		
17	金														
合計			4 回	回	回		1 回	2 回	回	11 回	11 回	11 回	13 回		
										各小計	16,500 円		3,900 円		
										実費合計額			20,400 円		

実費算定額

食費の単価			光熱水費の単価		
朝食	500	円/日	一日	300	円/日
昼食	500	円/日	一月		円/月
夕食	500	円/日			
一日		円/日			

6.「一次審査処理結果票」帳票レイアウト

月初「電子請求受付システム-お知らせ-」に送信。※電子請求受付システム操作マニュアル（事業所編）「3.1 お知らせ」参照

(ID:R11002)
障害者総合支援

一次審査処理結果票

令和　＊年　＊月受付分

令和**年**月**日　**頁
宮城県国民健康保険団体連合会

到達番号	04****00000000	入力ファイル名	00000000000000_J00.CSV
事業所番号	04********	事業所名	○○○○○○○○

障害福祉サービス費

エラー・警告件数
＊　件

種別※１/コード		エラー内容※２							
サービス提供年月		市町村番号	情報１/サービス種類※３/レコード			項目名称１		項目値１	補足１
		受給者証番号	情報２/サービス種類※３/レコード			項目名称２		項目値２	補足２
明	EG28	※資格：請求明細書の「契約支給量」が受給者台帳の「決定支給量」を超えています							
令和*年*月		04****	請求明細書	00	契約	契約支給量		000000	
		000000****							
明	EG28	※資格：請求明細書の「契約支給量」が受給者台帳の「決定支給量」を超えています							
令和*年*月		04****	請求明細書	00	契約	契約支給量		000000	
		000000****							

※１　種別欄　請…請求書、明…請求明細書、計…計画相談支援給付費請求書/サービス利用計画作成費請求書、サ…サービス提供実績記録票、
　　　　　　　利…利用者負担上限額管理結果票
※２　エラー内容欄（先頭１桁）「※：警告」、「▲警告（重度）」、「★：警告（エラー移行対象）」、「記号無し：エラー」
※３　情報が実績記録票の場合、様式種別番号の先頭２桁を出力します。

7．「一次審査処理結果票」に係る警告コード一覧

※「警告コード」をクリックすると対応方法を示したページを表示します。なお、類似する警告については、（）カッコ書きで記載しています。

No.	警告コード	警告メッセージ
1	EG26	▲資格：請求情報の利用者負担上限月額が受給者台帳の「利用者負担上限月額」と一致していません
2	EG27	※資格：請求明細書のサービス提供量が受給者台帳の「決定支給量」を超えています
3	EG28	※資格：請求明細書の「契約支給量」が受給者台帳の「決定支給量」を超えています
4	EG38	※資格：実績記録票のサービス実績量が受給者台帳の「決定支給量」を超えています
5	EG50	▲資格：受給者台帳の支給決定における有効期間外のサービス提供実績があります
6	EG60	※資格：請求明細書のサービス提供日数が原則の日数（当該月の日数から８日を控除した日数）を超えています
7	EG61	※資格：該当サービスの事業所との契約期間が受給者台帳の支給決定有効期間内ではありません
8	EG87	※資格：請求明細書の「障害支援区分」が受給者台帳の「障害支援区分」と一致していません
9	EH04 (EH05)	▲資格：継続サービス利用支援費が算定されていますが、受給者台帳の同月及び前月の「モニタリング対象月」に無しが設定されています （※資格：受給者台帳の「モニタリング対象月」が有りの翌月に継続サービス利用支援費が算定されています）
10	EJ98	※受付：請求明細書の「管理結果」が「１」の場合、「管理結果額」が「利用者負担上限月額①」未満の請求はできません
11	EN09 (PP40)	※資格：請求明細書のサービス提供量が「契約支給量」を超えています （※支給量：請求明細書のサービス提供量が「契約支給量」を超えています）
12	PA60 (PA61)	▲受付：初期加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月、またはその前月であることが必要です （▲受付：入所時特別支援加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月、またはその前月であることが必要です）
13	PB28 (PJ62)	※受付：事業所台帳の「福祉専門職員配置等加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません （※受付：障害児施設台帳の「福祉専門職員配置等加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません）
14	PB35	※資格：受給者台帳の「障害支援区分」の登録内容に該当する請求ではありません

15	PB95	※受付：事業所台帳の「平均工賃月額区分」の登録内容に該当する請求ではありません
16	PC23	※受付：事業所台帳の「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」の登録内容に該当する特定処遇改善加算の請求ではありません
17	PC31 (PC32)	▲受付：事業所台帳の「共同生活援助夜間支援等体制加算対象利用者数」に登録されている人数に満たない請求となっています （※受付：事業所台帳の「共同生活援助夜間支援等体制加算対象利用者数」に登録されている人数を超えた請求となっています）
18	PK03	※受付：障害児施設台帳の「児童指導員等加配加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません
19	PP73 (PP74)	▲支給量：上限額管理事業所における上限額管理結果票の「総費用額」が請求明細書の「総費用額」と一致していません （※支給量：関係事業所における上限額管理結果票の「総費用額」が請求明細書の「総費用額」と一致していません）
20	PP80 (PP79) (PP81)	▲支給量：上限額管理事業所において請求明細書に該当する上限額管理結果票が届いていません （▲支給量：請求明細書に該当する上限額管理結果票が受付、または資格審査でエラーとなっています） （※支給量：請求明細書に該当する上限額管理結果票が上限額管理事業所より届いていません）
21	PP90	▲支給量：共同生活援助サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています
22	PP98	▲支給量：他の行動援護サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています
23	PQ20	▲支給量：請求明細書の「決定利用者負担額」を合計した値が受給者台帳の「利用者負担上限月額」を超えています
24	PS87	▲受付：実績記録票の「サービス提供の状況」が「入院」及び「外泊」の場合、実費算定の「光熱水費」は設定できません
25	PT44	※受付：施設外支援が算定されている日に食事提供加算、訪問支援特別加算、または欠席時対応加算が算定されています
26	PT79	※受付：食事提供加算が算定されている日に訪問支援特別加算、欠席時対応加算、施設外支援、または移行準備支援体制加算が算定されています
27	PU13	※受付：移行準備支援体制加算が算定されている日に食事提供加算、訪問支援特別加算、または欠席時対応加算が算定されています
28	PU46	▲受付：サービス提供の間隔が２時間未満の場合、「提供通番」は同一番号の設定が必要です
29	PU49	※受付：同じ「提供通番」及び「日付」で「算定時間数」が「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数を満たしていない明細が存在しています
30	PW78	▲受付：「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数が３０分以下の明細が存在しています（基本報酬が算定可能な児童か確認が必要です）

8. 「一次審査処理結果票」に係る警告コード対応マニュアル

※「参考」の№をクリックすると具体例等のページを表示します。なお、類似する警告については、（）カッコ書きで記載しています。

【警告の基本となる対応方法】
警告は、本会での一次審査にて妥当性や適否について判断できないものとなり、二次審査（市町村審査）において請求が確定します。確定した請求は障害福祉サービス費等の支払いは行われますが、**内容に応じて過誤（取下げ）を行い、再請求をすべきか確認をいただく必要があります。**

No.	警告コード	警告メッセージ	関係機関			原因	対応方法	参考
			事業所	市町村	指定機関			
1	EG26	▲資格：請求情報の利用者負担上限月額が受給者台帳の「利用者負担上限月額」と一致していません	○	○		請求明細書「利用者負担上限月額①」の金額と受給者台帳「利用者負担上限月額」の金額が不一致。 具体例） ・事業所が「利用者負担上限月額①」金額を誤って請求した。 ・市町村等が受給者台帳の「利用者負担上限月額情報」を未登録。	請求明細書「利用者負担上限月額①」の金額と受給者証の「負担上限月額」を確認してください。請求内容が正しければ市町村等に状況を確認してください。	B-№1
2	EG27	※資格：請求明細書のサービス提供量が受給者台帳の「決定支給量」を超えています	○	○		請求明細書の「サービス提供量」が受給者台帳の「決定支給量」を超えている。 具体例） ・事業所が受給者の心身の状況により市町村等の了解を得たうえで決定支給量を超えてサービスを提供した。 ・市町村等が受給者台帳に「決定支給量」を未登録。	請求明細書の「サービス提供量」と受給者証の「支給量等」を確認してください。サービス提供量が決定支給量を超えていなければ市町村等に状況を確認してください。 受給者の心身の状況により市町村等の了解を得たうえで決定支給量を超えてサービスを提供した場合は、特に対応の必要はありません。	B-№2

No.	警告コード	警告メッセージ	関係機関			原因	対応方法	参考
			事業所	市町村	指定機関			
3	EG28	※資格：請求明細書の「契約支給量」が受給者台帳の「決定支給量」を超えています	○	○		契約情報の「契約支給量」が受給者台帳の「決定支給量」を超えている。 具体例) ・事業所が「契約支給量」を誤って請求した。 ・市町村等が受給者台帳に「決定支給量」を未登録。	契約情報の「サービス提供量」と受給者証の「支給量等」を確認してください。契約支給量が決定支給量を超えていなければ市町村等に状況を確認してください。	B-No.3
4	EG38	※資格：実績記録票のサービス実績量が受給者台帳の「決定支給量」を超えています	○	○		実績記録票の「サービス実績量」が受給者台帳の「決定支給量」を超えている。 具体例) ・事業所が受給者の心身の状況等により市町村等の了解を得たうえで決定支給量を超えてサービスを提供した。 ・市町村等が受給者台帳に「決定支給量」を未登録。	受給者証の「支給量等」を確認してください。サービス実績量が決定支給量を超えていなければ市町村等に状況を確認してください。 受給者の心身の状況等により市町村等の了解を得たうえで決定支給量を超えてサービスを提供した場合は、特に対応の必要はありません。	B-No.4
5	EG50	▲資格：受給者台帳の支給決定における有効期間外のサービス提供実績があります	○	○		実績記録票の「サービス提供日」が受給者台帳の「決定支給期間外」となっている。 具体例) ・事業所が「サービス提供日」を誤って請求した。 ・市町村等が受給者台帳の「決定支給情報」を未登録。	受給者証の「決定支給期間」を確認してください。サービス提供日が決定支給期間内であれば市町村等に状況を確認してください。	B-No.5

No.	警告コード	警告メッセージ	関係機関			原因	対応方法	参考
			事業所	市町村	指定機関			
6	EG60	※資格：請求明細書のサービス提供日数が原則の日数（当該月の日数から８日を控除した日数）を超えています	○	○		請求明細書の「サービス提供日数」が原則の日数を超えている。 具体例) ・受給者が利用日数の例外に該当している。	「日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について」（参考Ｂ-№６）を確認してください。 利用日数の例外に該当している場合は、特に対応の必要はありません。	Ｂ-№６
7	EG61	※資格：該当サービスの事業所との契約期間が受給者台帳の支給決定有効期間内ではありません	○	○		請求明細書の契約情報に係る「契約年月日」が受給者台帳の「支給決定情報」に登録されている支給決定有効期間外で提出されている。 具体例) ・事業所が「契約日」を誤って請求した。 ・市町村等が受給者台帳の「支給決定情報」を誤登録した。	受給者証の「支給決定期間」を確認し、契約年月日が支給決定期間を超えていなければ市町村等に状況を確認してください。	Ｂ-№７
8	EG87	※資格：請求明細書の「障害支援区分」が受給者台帳の「障害支援区分」と一致していません	○	○		請求明細書の「障害支援区分」と受給者台帳の「障害支援区分」が不一致。 具体例) ・事業所が「障害支援区分」を誤って請求した。 ・市町村等が受給者台帳の「障害支援区分」を誤登録した。	請求明細書の「障害支援区分」と受給者証の「障害支援区分」を確認し、請求内容が正しければ市町村等に状況を確認してください。	Ｂ-№８

No.	警告コード	警告メッセージ	関係機関			原因	対応方法	参考
			事業所	市町村	指定機関			
9	EH04 (EH05)	▲資格：継続サービス利用支援費が算定されていますが、受給者台帳の同月及び前月の「モニタリング対象月」に無しが設定されています (EH05※資格：受給者台帳の「モニタリング対象月」が有りの翌月に継続サービス利用支援費が算定されています)	○	○		モニタリング日の年度と等しい受給者台帳（モニタリング情報）のモニタリング日の月に対応するモニタリング対象月が、「１：無し」である。 具体例） ・事業所が「モニタリング日」を誤って請求した。 ・市町村等が受給者台帳の「モニタリング情報」を誤登録した。	モニタリング日の設定内容に誤りがなければ、市町村等に状況を確認してください。	
10	EJ98	※受付：請求明細書の「管理結果」が「１」の場合、「管理結果額」が「利用者負担上限月額①」未満の請求はできません	○	○		請求明細書の「利用者負担上限額：管理結果額」が「利用者負担上限額①」より少なく設定されている。 具体例） ・事業所が「管理結果額」を誤って請求した。	管理結果額の内容が正しいか確認してください。	B-№９
11	EN09 (PP40)	※資格：請求明細書のサービス提供量が「契約支給量」を超えています （PP40※支給量：請求明細書のサービス提供量が「契約支給量」を超えています）	○			請求明細書の「サービス提供量」が契約支給量を超えている。 具体例） ・事業所が「契約支給量」を誤って請求した。 ・受給者の特別な状況により市町村等の了解を得たうえで契約支給量を超えてサービスを提供した。	請求明細書の「サービス提供量」と契約情報の「契約支給量」を確認してください。 受給者の心身の状況により市町村等の了解を得たうえで契約支給量を超えてサービスを提供した場合は、特に対応の必要はありません。	B-№１０ B-№３

No.	警告コード	警告メッセージ	関係機関			原因	対応方法	参考
			事業所	市町村	指定機関			
12	PA60 (PA61)	▲受付：初期加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月、またはその前月であることが必要です （PA61▲受付：入所時特別支援加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月、またはその前月であることが必要です）	○			加算を算定した請求のサービス提供年月が「サービス開始年月日」より３０日間以上経過している。 具体例） ・事業所が「サービス開始年月日」を誤って請求した。 ・入院していたため過去３か月間施設の入所が無かった。	請求明細書の「サービス開始年月日」が加算の取り扱いに一致しているか確認してください。 入院等で利用者が過去３月間、当該施設に入所していない場合は特に対応の必要はありません。	B-№１１
13	PB28 (PJ62)	PB28※受付：事業所台帳の「福祉専門職員配置等加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません （PJ62※受付：障害児施設台帳の「福祉専門職員配置等加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません）	○		○	事業所台帳に「福祉専門職員配置等加算」の情報が登録されていない。 具体例） ・事業所が「福祉専門職員配置等加算」を誤って請求した。 ・指定機関が事業所台帳の「福祉専門職員配置等加算」を誤登録した。	福祉専門職員配置等加算の指定内容を確認してください。請求内容が正しければ指定機関（県または仙台市）に状況を確認してください。	B-№１２
14	PB35	※資格：受給者台帳の「障害支援区分」の登録内容に該当する請求ではありません	○	○		請求明細書の請求サービス（障害支援区分）と受給者台帳の「障害支援区分」が一致していない。 具体例） ・事業所が障害支援区分「４」に該当するサービスコードで請求したが、受給者台帳の登録は障害支援区分「５」で登録されている。	受給者証の「障害支援区分」、介護給付費等単位数サービスコードの「算定項目」を確認してください。請求内容が正しければ市町村等に状況を確認してください。 ※国保連ホームページ厚生労働省リンク ○障害者総合支援＞■厚生労働省等リンク ＞　「報酬算定構造・サービスコード表等」＞介護給付費等単位数サービスコード	B-№１３

No.	警告コード	警告メッセージ	関係機関			原因	対応方法	参考
			事業所	市町村	指定機関			
15	PB95	※受付：事業所台帳の「平均工賃月額区分」の登録内容に該当する請求ではありません	○		○	事業所台帳（サービス）の「平均工賃月額区分」とサービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の「平均工賃月額区分」が異なる。 具体例） ・事業所が「平均工賃月額区分」を誤って請求した。 ・指定機関が事業所台帳の「平均工賃月額区分」を誤登録した。	介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容、または事業所台帳（サービス）の「平均工賃月額区分」の登録内容を確認してください。請求内容が正しければ指定機関（県または仙台市）に状況を確認してください。	
16	PC23	※受付：事業所台帳の「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」の登録内容に該当する特定処遇改善加算の請求ではありません	○		○	サービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の「特定処遇改善加算区分」と、事業所番号及びサービス種類に対する事業所台帳（サービス）の「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」が異なる。 具体例） ・事業所が「特定処遇改善加算区分」を誤って請求した。 ・指定機関が事業所台帳の「特定処遇改善加算区分」を誤登録した。	介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。請求内容が正しければ指定機関（県または仙台市）に状況を確認してください。	
17	PC31 (PC32)	▲受付：事業所台帳の「共同生活援助夜間支援等体制加算対象利用者数」に登録されている人数に満たない請求となっています （PC32※受付：事業所台帳の「共同生活援助夜間支援等体制加算対象利用者数」に登録されている人数を超えた請求となっています）	○		○	事業所台帳の「共同生活援助夜間支援等体制加算対象利用者数」に登録されている人数と単位数表マスタ（請求）サービスコードの設定内容が異なる。 具体例） ・事業所が「共同生活援助夜間支援等体制加算対象利用者数」を誤って請求した。 ・指定機関が事業所台帳の「共同生活援助夜間支援等体制加算対象利用者数」を誤登録した。	共同生活援助夜間支援等体制加算対象利用者数の指定内容について、届出している人数と単位数表マスタ（請求）サービスコードの設定内容を確認してください。 請求内容が正しければ指定機関（県または仙台市）に状況を確認してください。	

No.	警告コード	警告メッセージ	関係機関			原因	対応方法	参考
			事業所	市町村	指定機関			
18	PK03	※受付：障害児施設台帳の「児童指導員等加配加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません	○		○	単位数表マスタ（請求）の「児童指導員等加配加算基準」と障害児施設台帳（サービス）の「児童指導員等加配加算の有無」が異なる。 具体例） ・事業所が「児童指導員等加配加算」を誤って請求した。 ・指定機関が事業所台帳の「児童指導員等加配加算」を誤登録した。	事業所台帳の児童指導員等加配加算の有無の届出内容と単位数表マスタ（請求）の「児童指導員等加配加算基準」が一致しているか確認してください。請求内容が正しければ指定機関（県または仙台市）に状況を確認してください。	
19	PP73 (PP74)	▲支給量：上限額管理事業所における上限額管理結果票の「総費用額」が請求明細書の「総費用額」と一致していません （PP74※支給量：関係事業所における上限額管理結果票の「総費用額」が請求明細書の「総費用額」と一致していません）	○			請求明細書の「総費用額」と上限額管理結果票の「総費用額」が一致していない。 具体例） ・上限額管理事業所が上限額管理結果票の関係事業所総費用額を訂正前の金額で請求した。	上限額管理事業所と関係事業所で総費用額を確認してください。	B-No.１４
20	PP80 (PP79) (PP81)	▲支給量：上限額管理事業所において請求明細書に該当する上限額管理結果票が届いていません （PP79▲支給量：請求明細書に該当する上限額管理結果票が受付、または資格審査でエラーとなっています） （PP81※支給量：請求明細書に該当する上限額管理結果票が上限額管理事業所より届いていません）	○			・明細書に該当する上限額管理結果票が提出されていない。 ・上限額管理結果票が返戻となっている。 具体例） ・「上限額管理結果票情報」のデータ送信が漏れた。	上限額管理結果票の提出状況、返戻状況を確認してください。	

No.	警告コード	警告メッセージ	関係機関			原因	対応方法	参考
			事業所	市町村	指定機関			
21	PP90	▲支給量：共同生活援助サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています	○			請求明細書の「基本報酬の回数の合計」が、実績記録票の「明細の合計」を超えている。 具体例） 本体報酬の回数の合計が本体報酬の算定対象となるレコード数を超えて請求した。 請求明細書の合計７日 実績記録票の合計６日	介護給付費等明細書情報（明細情報）の基本報酬の回数の設定内容、または本体報酬の算定対象となるレコード数を確認してください。	B-№.１５
22	PP98	▲支給量：他の行動援護サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています 類似エラー 参考B-№.１６ 「PP98に類似するエラーコード一覧」参照	○			サービス提供時間帯が重複している行動援護サービス提供実績記録票情報（明細情報）が存在している。 具体例） ・居宅介護と行動援護のサービス提供時間帯が重複している。	チェック対象のサービス提供実績記録票情報（明細情報）、または行動援護サービス提供実績記録票情報（明細情報）の開始時間及び終了時間の設定内容を確認してください。	B-№.１６
23	PQ20	▲支給量：請求明細書の「決定利用者負担額」を合計した値が受給者台帳の「利用者負担上限月額」を超えています	○	○		介護給付費等明細書情報（基本情報）が２件以上存在する、かつ請求額集計欄合計・決定利用者負担額の和が利用者負担上限月額を超過している。 具体例） ・「上限額管理事業所・管理結果」が未設定だった。 ・決定利用者負担額を誤って請求した。	請求明細書の「上限額管理事業所・管理結果」、「決定利用者負担額」を確認してください。	B-№.１７

No.	警告コード	警告メッセージ	関係機関			原因	対応方法	参考
			事業所	市町村	指定機関			
24	PS87	▲受付：実績記録票の「サービス提供の状況」が「入院」及び「外泊」の場合、実費算定の「光熱水費」は設定できません	○			実績記録票で「サービス提供の状況」が「入院」または「外泊」の記録がある日付に「光熱水費」が算定されている。 具体例） ・「光熱水費」を誤って算定した。 ・「光熱水費」を算定する状況があって請求した。	サービス提供実績記録票情報（明細情報）の日付、実費算定・光熱水費、入院・外泊時加算及びサービス提供の状況の設定内容を確認してください。	B-№.１８
25	PT44	※受付：施設外支援が算定されている日に食事提供加算、訪問支援特別加算、または欠席時対応加算が算定されています	○			実績記録票で「施設外支援」の記録がある日付に「食事提供加算」、「訪問支援特別加算」、または「欠席時対応加算」が算定されている。 具体例） ・「開始・終了時間」を誤って請求した。 ・就労継続支援サービス提供時間外に施設外支援を行った。	サービス提供実績記録票情報（明細情報）の施設外支援、食事提供加算、訪問支援特別加算（算定時間数）及びサービス提供の状況の設定内容を確認してください。	B-№.１９
26	PT79	※受付：食事提供加算が算定されている日に訪問支援特別加算、欠席時対応加算、施設外支援、または移行準備支援体制加算が算定されています	○			実績記録票で「訪問支援特別加算」・「施設外支援」・「移行準備支援体制加算」または「欠席」の記録がある日付に「食事提供加算」が算定されている。 具体例） ・「食事提供加算」を誤って請求した。 ・就労継続支援サービスと施設外支援を同日に行ったため食事を提供した。	サービス提供の状況が「欠席」「施設外支援」「移行準備支援体制加算」と同一日に食事提供加算の算定がある場合に確認の意味で本エラーメッセージが出力されます。 食事提供の状況を確認し請求内容に問題が無ければ特に対応の必要はありません。 誤って他の加算を算定してしまった場合は、必要に応じて再請求を行ってください。	B-№.２０

No.	警告コード	警告メッセージ	関係機関			原因	対応方法	参考
			事業所	市町村	指定機関			
27	PU13	※受付：移行準備支援体制加算が算定されている日に食事提供加算、訪問支援特別加算、または欠席時対応加算が算定されています	○			就労移行支援提供実績記録票で「移行準備支援体制加算」の記録がある日付に「食事提供加算等」が算定されている。 具体例） ・「移行準備支援体制加算」を誤って請求した。	「移行準備支援体制加算」が算定される支援を行った日に、誤って他の加算を算定してしまった場合は、必要に応じて再請求を行ってください。	B-№.２１
28	PU46	▲受付：サービス提供の間隔が２時間未満の場合、「提供通番」は同一番号の設定が必要です	○			「居宅介護」及び「同行援護」のサービスを行った場合で、サービス提供の間隔が２時間以上空いていないが、実績記録票の「提供通番」が同一番号でない。	日付及び終了時間から次の情報の日付及び開始時間までの間隔が２時間未満の場合、実績記録票の「提供通番」の番号は同一のものを設定してください。	B-№.２２
29	PU49	※受付：同じ「提供通番」及び「日付」で「算定時間数」が「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数を満たしていない明細が存在しています	○			同一提供通番、同一日付の総和（開始時間～終了時間）が同一提供通番、同一日付の開始時間の最大の情報の算定時間数より大きい。 具体例） 同一提供通番、同一日付の総和が６時間であるが、算定時間数が２時間で請求されている。	サービス提供実績記録票情報（明細情報）の提供通番、日付、開始時間、終了時間、または算定時間数の設定内容を確認してください。	B-№.２３

No.	警告コード	警告メッセージ	関係機関			原因	対応方法	参考
			事業所	市町村	指定機関			
30	PW78	▲受付：「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数が３０分以下の明細が存在しています（基本報酬が算定可能な児童か確認が必要です）	○	○		放課後等デイサービス提供実績記録票情報（明細情報）の提供形態、開始時間及び終了時間が設定されている場合、開始時間から終了時間の間隔が３０分以下である。 具体例） 開始時間１８：００、終了時間１８：２０であるが、開始時間から終了時間の間隔が３０分以下で請求されている。	放課後等デイサービス提供実績記録票情報（明細情報）の提供形態、開始時間及び終了時間の設定内容を確認してください。	B-№.２４

9.「一次審査処理結果票」に係る参考

【参考B-No.1】

EG26▲資格：請求情報の利用者負担上限月額が受給者台帳の「利用者負担上限月額」と一致していません

具体例）事業所が「利用者負担上限月額①」の金額を誤って請求した。

介護給付費・訓練等給付費等明細書（確認リスト）

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助）

市町村番号	049999
助成自治体番号	

令和　○○　年　2　月分

受給者証番号	9876543210
支給決定障害者等氏名	ｼｮｳｶﾞｲﾀﾛｳ
支給決定に係る障害児氏名	

請求	指定事業所番号	0419999999
	事業者及び事業所名称	○○障害事業所
	地域区分	
	就労継続支援A型事業者負担減免措置実施	無　し

確認！！

利用者負担上限月額　①	37，200	就労継続支援A型減免対象者	無　し

利用者負担上限額管理事業所	指定事業所番号	
	事業所名称	

請求明細書「利用者負担上限月額①」の金額と受給者証の「負担上限月額」を確認し、内容に誤りがあった場合は必要に応じて市町村等へ過誤申立を行ってください。金額が正しければ市町村等に状況を確認してください。
登録誤りであった場合は、基本情報設定で正しい負担上限月額を登録してください。

【参考B-No.2】

EG27※資格：請求明細書のサービス提供量が受給者台帳の「決定支給量」を超えています

確認例）

介護給付費・訓練等給付費等明細書（確認リスト）

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助）

市町村番号	049999
助成自治体番号	

受給者証番号	9876543210
支給決定障害者等氏名	ｼｮｳｶﾞｲﾀﾛｳ
支給決定に係る障害児氏名	

請求事業者：指定事業所／事業者及びその事業の名称／就労継続

請求明細書の「サービス提供量」と受給者証の「支給量等」を確認し、内容に誤りがあった場合は必要に応じて市町村等へ過誤申立を行ってください。サービス提供量が決定支給量を超えていなければ市町村等に状況を確認してください。

※受給者の心身の状況により市町村等の了解を得たうえで決定支給量を超えてサービスを提供した場合は、市町村等の二次審査での判断となります。

利用者負担上限月額 ①	0	就労継続支援A型対象者	無　し

利用者負担上限額管理事業所	指定事業所番号				
	事業所名称		管理結果		管理結果額

確認！！

サービス種別	15	開始年月日	令和 ○○ 年 2 月 1 日	終了年月日	令和 年 月 日	利用日数				外泊日数	
		開始年月日	令和 年 月 日	終了年月日	令和 年 月 日	利用日数				外泊日数	
		開始年月日	令和 年 月 日	終了年月日	令和 年 月 日	利用日数		入院日数		外泊日数	

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
	同援日2．5	******	563	1	563	
	同援日3．0	******	628	2	1256	

決定支給量　8　時間

サービス提供量　8.5 時間

【参考B-№.3】

EG28※資格：請求明細書の「契約支給量」が受給者台帳の「決定支給量」を超えています

EN09※資格：請求明細書のサービス提供量が「契約支給量」を超えています

具体例）事業所が「契約支給量」情報を誤って請求した。

契約内容（障害福祉サービス受給者証記載事項）報告書（確認リスト）

受給者証の「支給量等」を確認し、契約支給量が決定支給量を超えていなければ市町村等に状況を確認してください。

下記のとおり当事業者との契約内容(障害福祉サービス受給者証記載事項)について報告します。

記

令和　○○　年　1　月分

報告対象者

受給者証番号	9876543210
支給決定障害者(保護者)氏名	ｼｮｳｶﾞｲﾀﾛｳ

確認！！

契約内容の報告

受給者証の事業者記入欄の番号	サービス内容	契約支給量	契約開始年月日	契約終了年月日
1	家事援助	10　時間	年　月　日	年　月　日

「契約支給量」を誤って請求した場合は、修正し再度請求をお願いします。

【参考B-No.4】

EG38※資格：実績記録票のサービス実績量が受給者台帳の「決定支給量」を超えています

確認例）

同行援護サービス提供実績記録票（確認リスト）

受給者証番号	9876543210	支給決定障害者等氏名（障害児氏名）		事業所番号	0419999999
契約支給量				事業者及びその事業所	○○障害事業所

提供通番	日付	曜日	回数	サービス内容	運転	ヘルパー資格	サービス提供時間 開始時間	サービス提供時間 終了時間	算定時間	派遣人数	前月継続サービス	備考
1	12	土	1	同行援護（身体介護伴う）		初任者等	9：30	12：30	3．0	1		
2	27	日	1	同行援護（身体介護伴う）		初任者等	9：30	12：30	3．0	1		
3	28	月	1	同行援護（身体介護伴う）		初任者等	10：00	12：30	2．5	1		

確認！！

		内訳（適用単価別） 100%	90%	70%	算定時間数計
合計	身体介護を伴う	8.5			8.5
	身体介護を伴わない				

決定支給量　8　時間

サービス提供量　8.5 時間

実績記録票の「サービス実績量」が受給者台帳の「決定支給量」を超えているため、エラーとなっています。

（上記例の場合、受給者証の支給決定情報は、「８時間」までとなっているが、「8.5時間」で算定したため。）

受給者証の「支給量等」を確認していただき、内容に誤りがあった場合は、修正し再度請求をお願いします。

※受給者の心身の状況により市町村等の了解を得たうえで決定支給量を超えてサービスを提供した場合は、市町村等の二次審査での判断となります。

【参考B-No.5】

EG50▲資格：受給者台帳の支給決定における有効期間外のサービス提供実績があります

確認例）

令和〇年６月分

同行援護サービス提供実績記録票（確認リスト）

受給者証番号	9876543210	支給決定障害者等氏名（障害児氏名）		事業所番号	0419999999
契約支給量				事業者及びその事業所	〇〇障害事業所

提供通番	日付	曜日	回数	サービス内容	運転	ヘルパー資格	サービス提供時間 開始時間	サービス提供時間 終了時間	算定時間	派遣人数	前月継続サービス	備考
1	12	土	1	同行援護（身体介護伴う）		初任者等	9：30	12：30	3.0	1		
2	27	日	1	同行援護（身体介護伴う）		初任者等	9：30	12：30	3.0	1		
3	28	月	1	同行援護（身体介護伴う）		初任者等	10：00	12：30	2.5	1		

確認！！

障害福祉サービス受給者証

受給者証番号	0000000000
支給決定障害者等 居住地	サンプル
フリガナ	
氏名	□□ □□

介護給付費の支給決定

障害程度区分	
認定有効期間	
サービス種類	同行援護
支給量等	サンプル
支給決定期間	令和〇年6月15日から令和〇年8月31日まで

受給者台帳に登録されている支給決定の有効期間外の日付にサービス提供実績があるため、エラーとなっています。
（上記例の場合、「同行援護」の支給決定有効期間は６月１５日からであり、有効期間外である６月１２日に実績が入力されているため。）

・受給者証に記載されている「支給決定有効期間」を確認してください。内容に誤りがあった場合は、修正し再度請求をお願いします。
・契約期間が支給決定有効期間内で正しい場合、受給者証に記載されている市町村等にお問い合わせください。

【参考B-№6】日中活動サービス等を利用する場合の「**原則の日数**」について

○　日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について（平成18年9月28日障障発第0928001号　厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）

（変更点は下線部）

改　　正　　前	改　　正　　後
障障発第0928001号 平成18年9月28日	障障発第0928001号 平成18年9月28日 一部改正　障障発 0330 第1号 平成24年3月30日
各　都道府県障害保健福祉主管部(局)長　殿	各　都道府県障害保健福祉主管部(局)長　殿
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課長	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課長
日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について	日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について
平成18年4月から利用実績払い(日額報酬)を導入したことに伴い、通所による指定施設支援の利用日数については、原則として、各月の日数から8日を控除した日数(以下「原則の日数」という。)を限度として利用することとしているところであり、その支給決定の取扱いについては、別途お知らせしているところであるが、原則の日数を超えて利用する場合の事務処理等については、下記により取り扱うこととし、平成18年10月から適用することとするので、ご了知の上、貴管内市町村及び関係機関等に周知願いたい。	平成18年4月から利用実績払い(日額報酬)を導入したことに伴い、通所による指定施設支援の利用日数については、原則として、各月の日数から8日を控除した日数(以下「原則の日数」という。)を限度として利用することとしているところであり、その支給決定の取扱いについては、別途お知らせしているところであるが、原則の日数を超えて利用する場合の事務処理等については、下記により取り扱うこととし、平成18年10月から適用することとするので、ご了知の上、貴管内市町村及び関係機関等に周知願いたい。

記	記
1　対象サービス 支給量の決定について「原則の日数」を上限とする対象サービスについては、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練を含み、宿泊型自立訓練を除く)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)及び旧法施設支援(通所)(以下「日中活動サービス等」という。)とする。 なお、複数の日中活動サービス等を組み合わせて支給決定する場合については、当該複数の日中活動サービス等の支給量の合計が「原則の日数」以下である必要があること。 2　利用日数の原則と例外 (1)　原則 一人の障害者が一月に日中活動サービス等を利用できる日数は、「原則の日数」を基本とするものとする。 (2)　例外 ①　日中活動サービス等の事業運営上の理由から、「原則の日数」を超える支援が必要となる場合は、都道府県知事に届け出ることにより、当該事業者等が特定する3か月以上1年以内の期間(以下、「対象期間」という。)において、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば利用することができるものとする。 ②　平成18年3月現在、既に支援費制度において、恒常的に週6日の利用など、「原則の日数」を超えて利用している場合については、平成19年3月末日までは「原則の日数」を超えて利用することができるものとする。	1　対象サービス 支給量の決定について「原則の日数」を上限とする対象サービスについては、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練を含み、宿泊型自立訓練を除く)、就労移行支援及び就労継続支援(A型・B型)(以下「日中活動サービス等」という。)とする。 なお、複数の日中活動サービス等を組み合わせて支給決定する場合については、当該複数の日中活動サービス等の支給量の合計が「原則の日数」以下である必要があること。 2　利用日数の原則と例外 (1)　原則 一人の障害者が一月に日中活動サービス等を利用できる日数は、「原則の日数」を基本とするものとする。 (2)　例外 ①　日中活動サービス等の事業運営上の理由から、「原則の日数」を超える支援が必要となる場合は、都道府県知事に届け出ることにより、当該事業者等が特定する3か月以上1年以内の期間(以下、「対象期間」という。)において、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば利用することができるものとする。 ②　平成18年3月現在、既に支援費制度において、恒常的に週6日の利用など、「原則の日数」を超えて利用している場合については、平成19年3月末日までは「原則の日数」を超えて利用することができるものとする。

③　上記①及び②に該当しない場合であっても、心身の状態が不安定である、介護者が不在で特に支援の必要があるなど、利用者の状態等に鑑み、市町村が必要と判断した場合には、「原則の日数」を超えて利用することができるものとする。 3　事務処理について (1)　上記2の(2)の例外の①の場合 ①　日中活動サービス等の事業者等における事務 ア　必要性の見込み 日中活動サービス等の事業者等においては、年間事業計画等を踏まえ、「原則の日数」を超える支援が必要となると判断した場合には、都道府県知事に届出を行うこと。 イ　届出の内容 （ア）　届出対象となるサービス 平成18年10月1日以降、「原則の日数」を超えて支援を行う必要がある日中活動サービス等 （イ）　届出が必要な事項 ・　対象期間 ・　特例の適用を受ける必要性 （ウ）　届出方法 届出は年1回とし、対象期間の前月末日までに届け出ること。 ただし、平成18年7月25日付事務連絡「通所施設を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について」（以下、「平成18年7月25日付事務連絡」という。）に基づき、既に届出を行っている施設については再提出の必要はないこと。	③　上記①及び②に該当しない場合であっても、心身の状態が不安定である、介護者が不在で特に支援の必要があるなど、利用者の状態等に鑑み、市町村が必要と判断した場合には、「原則の日数」を超えて利用することができるものとする。 3　事務処理について (1)　上記2の(2)の例外の①の場合 ①　日中活動サービス等の事業者等における事務 ア　必要性の見込み 日中活動サービス等の事業者等においては、年間事業計画等を踏まえ、「原則の日数」を超える支援が必要となると判断した場合には、都道府県知事に届出を行うこと。 イ　届出の内容 （ア）　届出対象となるサービス 平成18年10月1日以降、「原則の日数」を超えて支援を行う必要がある日中活動サービス等 （イ）　届出が必要な事項 ・　対象期間 ・　特例の適用を受ける必要性 （ウ）　届出方法 届出は年1回とし、対象期間の前月末日までに届け出ること。 ただし、平成18年7月25日付事務連絡「通所施設を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について」（以下、「平成18年7月25日付事務連絡」という。）に基づき、既に届出を行っている施設については再提出の必要はないこと。

また、対象期間を変更する必要が生じた場合には、変更届を提出すること。 なお、平成18年10月において、「原則の日数」を超える支援が必要となる日中活動サービス等の事業者等においては、11月10日までに、都道府県知事に提出した届出書の写しを市町村に提出することをもって、暫定的に10月において、「原則の日数」を超えて支援を行うことを可能とする取扱いとすること。 ウ　利用者の利用日数の調整・管理 日中活動サービス等の事業者等においては、利用者との調整を図った上で、利用者の利用日数の割振計画を作成し、利用日数に関して適切に管理すること。 エ　介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費及び特例訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)の請求 介護給付費等の請求に当たっては、「原則の日数」の総和と対象期間の各月の利用日数がわかる書類を添付すること。 なお、対象期間の最初の月の介護給付費等の請求に当たっては、都道府県が交付した届出受理書の写しを添付すること。 ②　都道府県における事務 都道府県においては、日中活動サービス等の事業者等から届出を受けた場合には、当該事業者等に対して届出受理書を交付すること。 ③　市町村における事務 市町村においては、日中活動サービス等の事業者等から介	また、対象期間を変更する必要が生じた場合には、変更届を提出すること。 なお、平成18年10月において、「原則の日数」を超える支援が必要となる日中活動サービス等の事業者等においては、11月10日までに、都道府県知事に提出した届出書の写しを市町村に提出することをもって、暫定的に10月において、「原則の日数」を超えて支援を行うことを可能とする取扱いとすること。 ウ　利用者の利用日数の調整・管理 日中活動サービス等の事業者等においては、利用者との調整を図った上で、利用者の利用日数の割振計画を作成し、利用日数に関して適切に管理すること。 エ　介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費及び特例訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)の請求 介護給付費等の請求に当たっては、「原則の日数」の総和と対象期間の各月の利用日数がわかる書類を添付すること。 なお、対象期間の最初の月の介護給付費等の請求に当たっては、都道府県が交付した届出受理書の写しを添付すること。 ②　都道府県における事務 都道府県においては、日中活動サービス等の事業者等から届出を受けた場合には、当該事業者等に対して届出受理書を交付すること。 ③　市町村における事務 市町村においては、日中活動サービス等の事業者等から介

護給付費等の請求があった場合には、対象期間の利用日数の合計が対象期間の「原則の日数」の総和を超えていないことを確認すること。 なお、対象期間の「原則の日数」の総和を超えて請求があった場合には、超過日数分は報酬算定の対象外となることに留意すること。 (2) 上記2の(2)の例外の②の場合 市町村は、日中活動サービス等の利用日数の取扱いに関して、利用者から申請(変更申請を含む。)があった場合には、平成18年3月現在の利用状況を確認した上で、適当と判断した場合には、「原則の日数」を超える支援が必要となる日数を支給量として平成19年3月末日までを有効期間とする支給決定を行うこと。 ただし、平成18年7月25日付事務連絡に基づき、既に利用者からの申し出があり、受給者証に必要な日数が記載されている場合には、新たな申請や支給決定を要さず、新障害福祉サービス受給者証に必要となる支給量を転記することで足りること(新体系事業に移行する場合は除く)。 (3) 上記2の(2)の例外の③の場合 市町村は、日中活動サービス等の利用日数の取扱いに関して、利用者から申請(変更申請を含む)があった場合には、利用者の状態等に鑑み、「原則の日数」を超える支援が必要と判断した場合には、「原則の日数」を超える支援が必要となる日数を支給量として支給決定を行うこと。 ただし、平成18年7月25日付事務連絡に基づき、既に利用者からの申し出があり、受給者証に必要な日数が記載されてい	護給付費等の請求があった場合には、対象期間の利用日数の合計が対象期間の「原則の日数」の総和を超えていないことを確認すること。 なお、対象期間の「原則の日数」の総和を超えて請求があった場合には、超過日数分は報酬算定の対象外となることに留意すること。 (2) 上記2の(2)の例外の②の場合 市町村は、日中活動サービス等の利用日数の取扱いに関して、利用者から申請(変更申請を含む。)があった場合には、平成18年3月現在の利用状況を確認した上で、適当と判断した場合には、「原則の日数」を超える支援が必要となる日数を支給量として平成19年3月末日までを有効期間とする支給決定を行うこと。 ただし、平成18年7月25日付事務連絡に基づき、既に利用者からの申し出があり、受給者証に必要な日数が記載されている場合には、新たな申請や支給決定を要さず、新障害福祉サービス受給者証に必要となる支給量を転記することで足りること(新体系事業に移行する場合は除く)。 (3) 上記2の(2)の例外の③の場合 市町村は、日中活動サービス等の利用日数の取扱いに関して、利用者から申請(変更申請を含む)があった場合には、利用者の状態等に鑑み、「原則の日数」を超える支援が必要と判断した場合には、「原則の日数」を超える支援が必要となる日数を支給量として支給決定を行うこと。 ただし、平成18年7月25日付事務連絡に基づき、既に利用者からの申し出があり、受給者証に必要な日数が記載されてい

る場合には、新たな申請や支給決定を要さず、新障害福祉サービス受給者証に必要となる支給量を転記することで足りること（新体系事業に移行する場合は除く）。 【別添資料】（略）	る場合には、新たな申請や支給決定を要さず、新障害福祉サービス受給者証に必要となる支給量を転記することで足りること（新体系事業に移行する場合は除く）。 【別添資料】（略）

【参考B-№.7】

EG61※資格：該当サービスの事業所との契約期間が受給者台帳の支給決定有効期間内ではありません

具体例）事業所が「契約日」を誤って請求した。

契約内容（障害福祉サービス受給者証記載事項）報告書（確認リスト）

受給者証の「支給決定期間」を確認し、契約年月日が支給決定期間内であれば市町村等に状況を確認してください。

下記のとおり当事業者との契約内容(障害福祉サービス受給者証記載事項)について報告します。

記

令和　○○　年　1　月分

報告対象者

受給者証番号	9876543210
支給決定障害者(保護者)氏名	ｼｮｳｶﾞｲﾀﾛｳ

確認！！

契約内容の報告

受給者証の事業者記入欄の番号	サービス内容	契約支給量	契約開始年月日	契約終了年月日
1	家 事 援 助	10　時 間	令和○年1月1日	令和○年1月31日

「契約日」を誤って請求した場合は、修正し再度請求をお願いします。

【参考B-No.8】

EG87※資格：請求明細書の「障害支援区分」が受給者台帳の「障害支援区分」と一致していません

確認例）

訓練等給付費等明細書（確認リスト）

（共同生活援助）

市町村番号	049999
助成自治体番号	

令和　○○　年　2　月分

受給者証番号	9876543210
支給決定障害者等氏名	ｼｮｳｶﾞｲﾀﾛｳ
支給決定に係る障害児氏名	

請求事業者	指定事業所番号	0419999999
	事業者及びその事業所の名称	○○障害事業所
	地域区分	その他

確認！！

利用者負担上限月額 ①	0

障害支援区分	区分3

利用者負担上限額管理事業所	指定事業所番号		管理結果		管理結果額	
	事業所名称					

「障害支援区分」を確認してください。内容に誤りがあった場合は、修正し再度請求をお願いします。
請求内容が正しい場合は、市町村等にお問い合わせください。

【参考 B-№.９】利用者負担上限額管理結果番号と管理結果額の関係について

「１」・・・管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。

※管理事業所で１割相当額が利用者負担上限月額以上の場合に使用する番号です。

※管理結果額→「管理事業所：利用者負担上限月額」「関係事業所：０」

「２」・・・利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。

※管理・関係全事業所を合計した１割相当額が利用者負担上限月額以下の場合に使用する番号です。

※管理結果額→「管理事業所：１割相当額」「関係事業所：１割相当額」

「３」・・・利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。

※管理事業所で１割相当額が利用者負担上限月額未満で調整事務が行われた場合に使用する番号です。

※管理結果額→「管理事業所：１割相当額」「関係事業所：調整額」

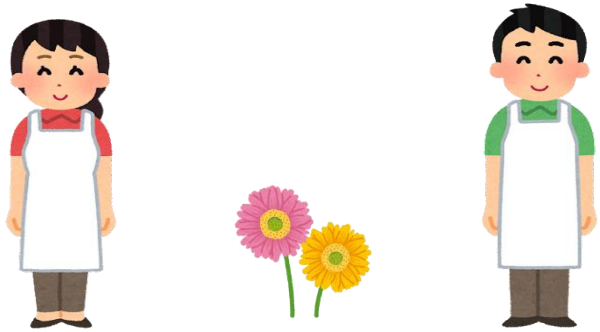

【参考B-No.9】

EJ98※受付：請求明細書の「管理結果」が「１」の場合、「管理結果額」が「利用者負担上限月額①」未満の請求はできません

具体例）「管理結果額」を誤って請求した。

障害児通所給付費・入所給付費等明細書（確認リスト）

都道府県等番号	049999
助成自治体番号	

令和　○○　年　2　月分

受給者証番号	9876543210
給付決定保護者氏名	ｼｮｳｶﾞｲﾀﾛｳ
給付決定に係る障害児氏名	ｼｮｳｶﾞｲﾊﾅｺ

請求事業者	指定事業所番号	0459999999	
	事業者及びその事業所の名称	○○障害児事業所	
		地域区分	その他

確認！！

利用者負担上限月額 ①	4,600

利用者負担上限額管理事業所	指定事業所番号	0459999999	管理結果	1	管理結果額 460
	事業所名称	○○障害児事業所			

請求額集計欄															合計
サービス種類コード		63													
サービス利用日数	集計欄分類番号	12	日			日			日			日			
給付単位数		100,000													
単位数単価		10.000	円/単位			円/単位			円/単位			円/単位			
総費用額		1,000,000													1,000,000
1割相当額		100,000													
利用者負担額②		100,000													
上限月額調整(①②の内少ない数)		4,600													4,600
調整後利用者負担額															
上限額管理後利用者負担額		4,600													4,600
決定利用者負担額		4,600													4,600
請求額	給付費	995,400													995,400

【参考B-№.１０】

EN09※資格：請求明細書のサービス提供量が「契約支給量」を超えています
PP40※支給量：請求明細書のサービス提供量が「契約支給量」を超えています

具体例）「契約支給量」を誤って請求した。

介護給付費・訓練等給付費等明細書（確認リスト）

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助）

市町村番号	049999
助成自治体番号	

令和	○○ 年 2 月分

受給者証番号	9876543210
支給決定障害者等氏名	ｼｮｳｶﾞｲﾀﾛｳ
支給決定に係る障害児氏名	

請求事業者	指定事業所番号	0419999999
	事業者及びその事業所の名称	○○障害事業所
	地域区分	その他
	就労継続支援A型事業者負担減免措置実施	無 し

利用者負担上限月額 ①	0	就労継続支援A型減免対象者	無 し

利用者負担上限額管理事業所	指定事業所番号				
	事業所名称		管理結果		管理結果額

サービス種別		開始年月日	終了年月日	利用日数
	15	令和 ○○ 年 2 月 1 日	令和 年 月 日	3
		令和 年 月 日	令和 年 月 日	
		令和 年 月 日	令和 年 月 日	

確認！！

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
	同援日2．5	******	563	1	563	
	同援日3．0	******	628	2	1256	

【契約情報】

令和 ○○ 年 2 月分

報告対象者

受給者証番号	9876543210
支給決定障害者（保護者）氏名	ｼｮｳｶﾞｲﾀﾛｳ
支給決定に係る障害児氏名	

確認！！

契約内容の報告

受給者証の事業者記入欄の番号	サービス内容	契約支給量	契約開始年月日	契約終了年月日
1	同行援護（身体介護伴う）	8 時間	平成27年 2月 1日	

サービス提供量　8.5 時間
契約支給量　　8　時間

請求明細書の「サービス提供量」と契約情報の「契約支給量」を確認してください。
内容に誤りがあった場合は、修正し再度請求をお願いします。
※事業所が受給者の心身の状況等により市町村等の了解を得たうえで契約支給量を超えてサービスを提供した場合は、市町村等の二次審査での判断となります。

【参考B-№.１１】

PA60▲受付：初期加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月、またはその前月であることが必要です

PA61▲受付：入所時特別支援加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月、またはその前月であることが必要です

具体例）入院していたため過去３か月間施設の入所が無かった。

介護給付費・訓練等給付費等明細書（確認リスト）

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助）

市町村番号	049999
助成自治体番号	

令和	○○ 年 ○ 月分

受給者証番号	9876543210
支給決定障害者等氏名	ｼｮｳｶﾞｲﾀﾛｳ
支給決定に係る障害児氏名	

請求事業	指定事業所番号	0419999999	
	事業者及びその事業所の名称	○○障害事業所	
		地域区分	その他
	就労継続支援A型事業者負担減免措置実施		無 し

確認！！

サービス種別		開始年月日		終了年月日		利用日数		入院日数		外泊日数	
	32	開始年月日	令和 ○○ 年 4 月 1 日	終了年月日	令和 年 月 日	利用日数	2	入院日数	28	外泊日数	
	22	開始年月日	令和 ○○ 年 4 月 1 日	終了年月日	令和 年 月 日	利用日数	2	入院日数		外泊日数	
		開始年月日	令和 年 月 日	終了年月日	令和 年 月 日	利用日数		入院日数		外泊日数	

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回
	生活介護36	******	1,108	
	生介初期加算	******	30	
	施設入所26	******	360	
	施入入所時特別支援加算	******	30	

請求明細書の「サービス開始年月日」が加算の取り扱いに一致しているか確認してください。
入院等で利用者が過去３か月間、当該施設に入所していない場合は特に対応の必要はありません。

【参考B-№１２】

PB28※受付：事業所台帳の「福祉専門職員配置等加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません
PJ62※受付：障害児施設台帳の「福祉専門職員配置等加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません

具体例）障害児施設台帳（サービス）の「福祉専門職員配置等加算区分」が請求明細書の区分と違う。

介護給付費・訓練等給付費等明細書（確認リスト）

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助）

市町村番号	049999
助成自治体番号	

令和　○○　年　○　月分

受給者証番号	9876543210
支給決定障害者等氏名	ｼｮｳｶﾞｲﾀﾛｳ
支給決定に係る障害児氏名	

請求事業者		
指定事業所番号	0419999999	
事業者及びその事業所の名称	○○障害事業所	
	地域区分	その他
就労継続支援A型事業者負担減免措置実施	無　し	

サービス種別		開始年月日	終了年月日	利用日数	入院日数	外泊日数
	32	令和 ○○ 年 4 月 1 日	令和 年 月 日	2	28	
	22	令和 ○○ 年 4 月 1 日	令和 年 月 日	2		
		令和 年 月 日	令和 年 月 日			

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
	生活介護36	******	1,108	2	2,216	
	生介福祉専門職員配置等加算Ⅱ					

事業所台帳（サービス）

事業所番号	サービス種類コード	福祉専門職員配置等加算
0419999999	22	Ⅰ

確認！！

事業所台帳（サービス）の「福祉専門職員配置等加算区分」と請求明細書の区分が不一致のため、エラーになっています。
（上記例の場合、事業所台帳の福祉専門職員配置等加算が「Ⅰ」で登録されているが、請求明細書では福祉専門職員配置等加算を「Ⅱ」で請求しているため。）

- 請求明細書（明細情報）の「福祉専門職員配置等加算サービスコード」を確認してください。内容に誤りがあった場合は、修正し再度請求をお願いします。
- 請求内容が正しい場合は、指定機関にお問い合わせください。

【参考Ｂ-№１３】宮城県国民健康保険団体連合会ホームページ

■リンク

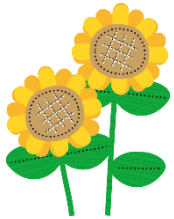

【参考B-No.１４】

PP73▲支給量：上限額管理事業所における上限額管理結果票の「総費用額」が請求明細書の「総費用額」と一致していません
PP74※支給量：関係事業所における上限額管理結果票の「総費用額」が請求明細書の「総費用額」と一致していません

具体例）上限額管理事業所が上限額管理結果票の関係事業所総費用額を訂正前の金額のままで請求した。

障害児通所給付費・入所給付費等明細書（確認リスト）

都道府県等番号	049999
助成自治体番号	

令和　○○　年　２　月分

受給者証番号	9876543210
給付決定保護者氏名	ｼｮｳｶﾞｲﾀﾛｳ
給付決定に係る障害児氏名	ｼｮｳｶﾞｲﾊﾅｺ

請求事業者		
指定事業所番号	0452222222	
事業者及びその事業所の名称	○○障害児関係事業所	
	地域区分	その他

利用者負担上限月額 ①	4,600

利用者負担上限額管理事業所						
指定事業所番号	0451111111	管理結果	3	管理結果額	0
事業所名称	○○障害児管理事業所				

確認！！

請求額集計欄							合計
サービス種類コード		63					
サービス利用日数	集計欄分類番号	12 日	日	日	日	日	
給付単位数		8,000					
単位数単価		10.000 円/単位	円/単位	円/単位	円/単位	円/単位	
総費用額		80,000					80,000
1割負担額		8,000					
利用者負担額②		8,000					
上限月額調整(①②の内少ない数)		4,600					4,600
調整後利用者負担額							
上限額管理後利用者負担額		0					0
決定利用者負担額		0					0
請求額	給付費	80,000					80,000

利用者負担上限額管理結果票（確認リスト）

都道府県等番号	049999
受給者証番号	9876543210
支給決定障害者等氏名	ショウガイタロウ
支給決定に係る障害児氏名	ショウガイハナコ

管理事業者	
指定事業所番号	0451111111
事業者及びその事業所の名称	○○障害児管理事業所

利用者負担上限月額	４，６００	情報作成区分	新規

利用者負担上限額管理結果	3

1　管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。
2　利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。
3　利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。

確認！！

利用者負担額集計・調整欄						
項番	1	2				合計
事業所番号	0451111111	0452222222				
事業所名称	○○障害児管理事業所	○○障害児関係事業所				
総費用額	150000	100000				70000
利用者負担額	4600	4600				9600
管理結果後利用者負担額	4600	0				4600

上限額管理事業所と関係事業所で総費用額を確認してください。

【参考B-№１５】

PP90▲支給量：共同生活援助サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています

具体例）本体報酬の回数の合計が本体報酬の算定対象となるレコード数を超えて請求した。

確認！！
回数の合計（７日）

介護給付費等明細書情報（明細情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード	回数	・・・
2018.04	991111	9910011111	9900000001	331121	7	・・・

単位数表マスタ（請求）

サービス種類コード	サービス項目コード	適用開始年月日	適用終了年月日	支給決定サービスコード	加算対象	・・・
33	1121	2018.04.01	－	331000	1：非該当	・・・

本体報酬の回数の合計（7 日）＞本体報酬の算定対象となるレコード数（6 日）

共同生活援助サービス提供実績記録票情報（基本情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	様式種別番号	地域移行加算 退所日（年月日）	・・・
2018.04	991111	9910011111	1801	2018.04.30	・・・

共同生活援助サービス提供実績記録票情報（明細情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号	日付	サービス提供の状況	・・・
2018.04	991111	9910011111	9900000001	1801	01	－	・・・
2018.04	991111	9910011111	9900000001	1801	02	2：入院	・・・
2018.04	991111	9910011111	9900000001	1801	03	6：入院→共同生活住居→外泊	
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・（3：外泊）	・・・
2018.04	991111	9910011111	9900000001	1801	28	7：外泊→共同生活住居→入院	・・・
2018.04	991111	9910011111	9900000001	1801	29	2：入院	・・・
2018.04	991111	9910011111	9900000001	1801	30	－	・・・

確認！！
レコード数（６日）

本体報酬の回数の合計（７日）が本体報酬の算定対象となるレコード数（６日）以上のため、警告（重度）となります。

介護給付費等明細書情報（明細情報）の基本報酬の回数の設定内容、または本体報酬の算定対象となるレコード数を確認してください。

【参考B-№.１６】

PP98▲支給量：他の行動援護サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています

具体例）サービス提供時間帯が重複している行動援護サービス提供実績記録票情報（明細情報）が存在している。

居宅介護サービス提供実績記録票情報（明細情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号	日付	サービス内容	開始時間	終了時間	・・・
2018.04	991111	9910011111	9900000001	0101	01	111000	9:00	10:00	・・・
2018.04	991111	9910011111	9900000001	0101	02	111000	9:00	10:00	・・・

行動援護サービス提供実績記録票情報（明細情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号	日付	サービス内容	開始時間	終了時間	・・・
2018.04	991111	9910022222	9900000001	0201	01	－	9:00	10:00	・・・
2018.04	991111	9910022222	9900000001	0201	02	－	13:00	15:00	・・・

確認！！

様式種別番号「０１０１：居宅介護」の場合、サービス提供時間帯が重複している「０２０１：行動援護」が存在するため、警告（重度）となります。

チェック対象のサービス提供実績記録票情報（明細情報）、または行動援護サービス提供実績記録票情報（明細情報）の開始時間及び終了時間の設定内容を確認してください。

※類似するエラーに関しては、以下の「PP98 に類似するエラーコード一覧」を参照してください。

PP98 に類似するエラーコード一覧

エラーコード	エラーメッセージ
PP99	▲支給量:他の重度訪問介護サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています
PQ01	▲支給量:他の共同生活援助サービス(外部サービス利用型)と実績記録票のサービス提供時間が重複しています
PQ02	▲支給量:他の同行援護サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています
PQ04	▲支給量:他の居宅介護サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています
PQ07	▲支給量:他の生活介護サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています
PQ08	▲支給量:他の自立訓練(機能訓練)サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています
PQ09	▲支給量:他の自立訓練(生活訓練)サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています
PQ10	▲支給量:他の就労移行支援と実績記録票のサービス提供時間が重複しています
PQ11	▲支給量:他の就労継続支援と実績記録票のサービス提供時間が重複しています

※ 「PP98 に類似するエラーコード一覧」においては、チェック内容が類似しているエラーコードを記載しています。
各エラーコードによってチェック内容が一部異なりますが、対処方法については、「PP98」と同様となるため上記内容をご確認ください。

【参考Ｂ-№１７】

PQ20▲支給量：請求明細書の「決定利用者負担額」を合計した値が受給者台帳の「利用者負担上限月額」を超えています

具体例）「上限額管理事業所・管理結果」が未設定の情報が存在し、かつ、「証記載市町村番号」、「受給者証番号」及び「サービス提供年月」が等しい介護給付費等明細書情報（基本情報）が３件存在する。

介護給付費等明細書情報（基本情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	利用者負担上限月額	上限額管理事業所 管理結果	請求額集計欄・合計 決定利用者負担額	・・・	
2018.04	991111	9910011111	9900000001	9,300	3	7,400	・・・	
2018.04	991111	9910022222	9900000001	9,300	3	1,800	・・・	
2018.04	991111	9910033333	9900000001	9,300		1,800	・・・	←PQ20

確認！！

「上限額管理事業所・管理結果」が未設定
利用者負担上限額 9,300 円
請求額集計欄合計・決定利用者負担額の和が 11,000 円（7,400 円+1,800 円+1,800 円）
利用者負担上限月額を超過している

請求明細書の「上限額管理事業所・管理結果」、「決定利用者負担額」を確認してください！！

上限額管理に含まれていない請求明細書が存在することにより発生していることが考えられます。
当該受給者の請求明細書及び上限額管理の正否について、二次審査で判断していただくこととなります。
警告（重度）となった請求情報は二次審査の結果、返戻となる場合があります。

【参考B-No.１８】

PS87▲受付：実績記録票の「サービス提供の状況」が「入院」及び「外泊」の場合、実費算定の「光熱水費」は設定できません

具体例）施設入所支援提供実績記録票について、「入院」または「外泊」の記録がある日付に「光熱水費」を算定した。

施設入所支援提供実績記録票（確認リスト）

受給者証番号		事業所番号	0419999999
補足給付適用			○○障害事業所

サービス提供の状況が「入院」または「外泊」の記録がある日付に「光熱水費」が算定されている場合、確認の意味で本エラーメッセージが表示されます。
請求内容に誤りがあった場合は、必要に応じて修正し再度請求をお願いします。
請求内容に問題が無ければ、市町村等の二次審査での判断となります。

日付	曜日	支援実績						実費算定額					備考
		サービス提供の状況	入院・外泊時	入院時支援特別加算			地域移行加算	食費の単価			光熱水費の単価		
				提供回数	算定回数			朝食	昼食	夕食	光熱水費		
1	火	入 院	1								1		
2	水	入 院	1								1		
3	木	入 院									1		
4	金	入 院									1		
5	土	入 院									1		
6	日	入 院									1		
7	月	入 院									1		
8	火	入 院									1		

朝食		円/日	光熱水費の単価			
昼食		円/日				
夕食		円/日	一日		円/日	
一日	1,500	円/日	一月	10,000	円/月	

確認！！

確認！！

【参考B-№.１９】

PT44※受付：施設外支援が算定されている日に食事提供加算、訪問支援特別加算、または欠席時対応加算が算定されています

具体例）「開始・終了時間」を誤って請求した。

就労継続支援提供実績記録票（確認リスト）

受給者証番号	98765		419999999
契約支給量			事業所

「施設外支援」を行った日は「開始・終了時間」の記載は不要です。
請求内容に誤りがあった場合は、必要に応じて修正し再度請求をお願いします。
請求内容に問題が無ければ、市町村等の二次審査での判断となります。

確認！！

確認！！

日付	曜日	サービス									備考
		サービス提供の状況	開始時間	終了時間	送迎加算		訪問支援特別加算		食事提供加算	施設外支援	
					往	復	提供時間	算定時間			
1	火		8：30	14：30						1	日報あり
2	水		8：30	14：30						1	日報あり
3	木		8：30	14：30						1	日報あり
4	金		8：30	14：30						1	日報あり
7	月		8：30	14：30						1	日報あり
8	火		8：30	14：30						1	日報あり

【参考B-№.２０】

PT79※受付：食事提供加算が算定されている日に訪問支援特別加算、欠席時対応加算、施設外支援、または移行準備支援体制加算が算定されています

具体例）「食事提供加算」を誤って請求した。

就労継続支援提供実績記録票（確認リスト）

受給者証番号	9876543210	支給決定障害者等氏名（障害児氏名）		事業所番号	0419999999
契約支給量				事業者及びその事業所	○○障害事業所

日付	曜日	サービス提供実績									備考
		サービス提供の状況	開始時間	終了時間	送迎加算		訪問支援特別加算		食事提供加算	施設外支援	
					往	復	提供時間	算定時間			
1	火								1	1	日報あり
2	水								1	1	日報あり
3	木								1	1	日報あり
4	金	欠席							1		
7	月								1	1	日報あり
8	火								1	1	日報あり

確認！！

確認！！

サービス提供の状況が「欠席」又は「施設外支援」と同一日に「食事提供加算」の算定がある場合に確認の意味で本エラーメッセージが表示されます。
内容に誤りがあった場合は、修正し再度請求をお願いします。
食事提供の状況等を確認し請求内容に問題が無ければ、市町村等の二次審査での判断となります。

【参考Ｂ-№２１】

PU13※受付：移行準備支援体制加算が算定されている日に食事提供加算、訪問支援特別加算、または欠席時対応加算が算定されています

具体例）・就労移行支援サービス提供時間外に求職活動を行った。

・就労移行支援提供実績記録票で「移行準備支援体制加算」の記録がある日付に「食事提供加算等」を算定した。

就労移行支援提供実績記録票（確認リスト）

受給者証番号	9876543210	支給決定障害者等氏名（障害児氏名）		事業所番号	0419999999
契約支給量					

移行準備支援体制加算が算定される支援を行った日は「開始・終了時間」の記載は不要です。
移行準備支援体制加算が算定される支援を行った日に、誤って他の加算を算定してしまった場合は、必要に応じて修正し再度請求をお願いします。
請求内容に問題が無ければ、市町村等の二次審査での判断となります。

日付	曜日	サービス提供実績									備考
		サービス提供の状況	開始時間	終了時間	送迎加算		訪問支援特別加算		食事提供加算	移行準備支援体制加算	
					往	復	提供時間	算定時間			
1	火		１０：００	１２：００	1				1		
2	水		１０：００	１５：００	1				1		
3	木		１０：００	１５：００	1				1		
4	金		１０：００	１２：００	1				1	1	日　報　あ　り
6	日		１０：００	１２：００	1				1	1	日　報　あ　り
7	月		１０：００	１５：００	1				1		
8	火		１０：００	１２：００	1				1		

確認！！

確認！！

【参考Ｂ-№.２２】

PU46▲受付：サービス提供の間隔が２時間未満の場合、「提供通番」は同一番号の設定が必要です

具体例）日付及び終了時間から次の情報の日付及び開始時間までの間隔が２時間未満であるが、「提供通番」が同一番号の設定になっていない。

共同生活援助サービス提供実績記録票情報（様式 18-2）（明細情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	提供通番	日付	開始時間	終了時間	・・・
2018.04	991111	9920011111	9900000001	1	01	10:00	12:00	・・・
2018.04	991111	9920011111	9900000001	1	01	13:00	15:00	・・・
2018.04	991111	9920011111	9900000001	2	01	16:00	18:00	・・・

確認！！

２時間空いているか確認！

例）居宅介護サービス提供実績記録票（一次審査で正常）の場合

居宅介護サービス提供実績記録票（確認リスト）

1 枚中 1 枚

受給者証番号	9900000001	支給決定障害者等氏名	受給　太郎	障害児氏名		事業所番号	9910011111
契約支給量	身体介護　100時間／月 家事援助　50時間／月	通院介助（身体介護伴う）　60時間／月				事業者及びその事業所	A事業所

初任者研修課程修了者が作成した居宅介護計画に基づき提供する場合	非該当

提供通番	日付	曜日	回数	サービス内容	運転	ヘルパー資格	サービス提供時間 開始時間	サービス提供時間 終了時間	算定時間数 時間	算定時間数 乗降	訪問人数	前月継続サービス	初回加算	緊急時対応加算	福祉専門職員等連携加算	同一建物減算	備考
1	1	日		身体		重訪	10:00	12:00			1						
1	1	日		身体		重訪	13:00	15:00			1						
1	1	日		身体		重訪	16:00	18:00	6.00		1						
2	2	月		身体		重訪	10:00	12:00			1						
2	2	月		身体		重訪	12:00	14:00	2.00		1						
3	3	火		身体		重訪	10:00	12:00	2.00		1						
4	4	水		身体		重訪	10:00	12:00	2.00		1						
5	5	木		身体		重訪	10:00	12:00	2.00		1						
6	6	金		身体		重訪	10:00	12:00	2.00		1						
7	9	月		身体		重訪	10:00	12:00	2.00		1						
8	10	火		身体		重訪	10:00	12:00	2.00		1						

居宅介護又は同行援護を１日に複数回算定する場合にあっては、概ね２時間以上の間隔を空けなければならないものとされているため、２時間空いていない場合は、「提供通番」を同一にしてください。

【参考B-№.２３】

PU49※受付：同じ「提供通番」及び「日付」で「算定時間数」が「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数を満たしていない明細が存在しています

具体例）同一提供通番、同一日付の総和（開始時間～終了時間）が同一提供通番、同一日付の開始時間の最大の情報の算定時間数より大きい。

居宅介護サービス提供実績記録票情報（明細情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	提供通番	日付	開始時間	終了時間	算定時間数	・・・
2018.04	991111	9910011111	9900000001	1	01	10:00	12:00	—	・・・
2018.04	991111	9910011111	9900000001	1	01	13:00	15:00	—	・・・
2018.04	991111	9910011111	9900000001	1	01	16:00	18:00	2.0	・・・

確認！！

総和（開始時間から終了時間）（6時間）＞算定時間数（2時間）

提供通番が「１」の総和（開始時間～終了時間）が開始時間の最大の情報の算定時間数より大きいため、警告となります。

例）居宅介護サービス提供実績記録票（一次審査で正常）の場合

居宅介護サービス提供実績記録票（確認リスト）

1 枚中 1 枚

受給者証番号	9900000001	支給決定障害者等氏名	受給　太郎	障害児氏名		事業所番号	9910011111
契約支給量	身体介護　100時間／月 家事援助　50時間／月	通院介助（身体介護伴う）　60時間／月				事業者及びその事業所	A事業所

初任者研修課程修了者が作成した居宅介護計画に基づき提供する場合　非該当

提供通番	日付	曜日	回数	サービス内容	運転	ヘルパー資格	サービス提供時間 開始時間	サービス提供時間 終了時間	算定時間数 時間	算定時間数 乗降	派遣人数	前月継続サービス	初回加算	緊急時対応加算	福祉専門職員等連携加算	同一建物減算	備考
1	1	日		身体		重訪	10:00	12:00			1						
1	1	日		身体		重訪	13:00	15:00			1						
1	1	日		身体		重訪	16:00	18:00	6.00		1						
2	2	月		身体		重訪	11:00	12:00			1						
2	2	月		身体		重訪	13:00	14:00	2.00		1						
3	3	火		身体		重訪	10:00	12:00	2.00		1						
4	4	水		身体		重訪	10:00	12:00	2.00		1						
5	5	木		身体		重訪	10:00	[illegible]	2.00		1						
6	6	金		身体		重訪	10:00	12:0[illegible]	2.00		1						
7	9	月		身体		重訪	10:00	12:0[illegible]	2.00		1						
8	[illegible]	[illegible]		[illegible]		[illegible]	[illegible]	[illegible]	2.00		1						

提供通番１：開始時間～終了時間の総和（６時間）＝ 算定時間数（６時間）
提供通番２：開始時間～終了時間の総和（２時間）＝ 算定時間数（２時間）
※算定時間数に満たない時間は繰り上げ

サービス提供実績記録票情報（明細情報）の提供通番、日付、開始時間、終了時間、または算定時間数の設定内容を確認してください。

【参考B-№.２４】

PW78▲受付：「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数が３０分以下の明細が存在しています（基本報酬が算定可能な児童か確認が必要です）

具体例）開始時間から終了時間の間隔が３０分以下の場合

確認！！

放課後等デイサービス提供実績記録票情報（明細情報）

サービス提供年月	都道府県等番号	事業所番号	受給者証番号	開始時間	終了時間	提供形態	・・・
2022.1	991111	9950011111	9900000001	18:00	18:20	1:授業の終了後に行う場合	・・・

サービス提供年月が 2022 年１月以降提供形態、開始時間及び終了時間が設定されている場合、開始時間から終了時間の間隔が２０分のため、警告（重度）となります。

例）放課後等デイサービス提供実績記録票（一次審査で正常）の場合

放課後等デイサービス提供実績記録票（確認リスト）

1 枚中 1 枚

令和 4 年 1 月分

受給者証番号	9950011111	給付決定保護者氏名	受給 太郎	障害児氏名	受給 花子	事業所番号	9950000001
契約支給量	放課後等デイサービス基本報酬（重症心身障害児） 30日ノ月					事業者及びその事業所	A事業所

サービス提供単位番号	01	個別支援計画作成の有無	有り	保育・教育等移行支援加算	移行日		移行後算定日	

日付	曜日	サービス提供実績															備考
		サービス提供の状況	提供形態	開始時間	終了時間	送迎加算		家庭連携加算				事業所内相談支援加算	医療連携体制加算	定員超過	開所時間減算	サービス提供単位番号(明細)	
						往	復	提供時間	算定時間								
3	月		1	18:00	19:00												
4	火		1	18:00	19:00												
5	水		1	18:00	19:00												
6	木		1	18:00	19:00												

放課後等デイサービス提供実績記録票情報（明細情報）の提供形態、開始時間及び終了時間の設定内容を確認してください。

参照 提供時間が 30 分以下となる場合の取扱いについて

提供時間が 30 分以下となる場合の取扱いの詳細については、平成 24 年厚生労働省告示第 122 号「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」(※1)を参照してください。

別表　障害児通所給付費等単位数表

第3	放課後等デイサービス	1	放課後等デイサービス給付費(1日につき)
		5	欠席時対応加算

以下は上記資料より抜粋したものです。

別表　障害児通所給付費等単位数表

第 3　放課後等デイサービス

1　放課後等デイサービス給付費(1 日につき)

注 3　指定放課後等デイサービス、共生型放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス(以下「指定放課後等デイサービス等」という。)の提供時間が 30 分以下のものについては、放課後等デイサービス計画(指定通所基準第 71 条、第 71 条の 2 又は第 71 条の 6 において準用する指定通所基準第 27 条に規定する放課後等デイサービス計画をいう。以下同じ。)に基づき、周囲の環境に慣れるために提供時間が 30 分以下の指定放課後等デイサービス等が必要であると市町村が認めた就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、算定する。

5　欠席時対応加算

イ　欠席時対応加算(Ⅰ)

ロ　欠席時対応加算(Ⅱ)

注 2　ロについては、指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を利用する就学児が、指定放課後等デイサービス等を利用した日において、急病等により、その利用を中断し、利用した指定放課後等デイサービス等の提供時間が 30 分以下となった場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、当該就学児の状況、当該就学児に提供した支援内容等を記録した場合に、所定単位数を算定する。ただし、1 の注 3 に規定する就学児について、1 のイからホまでのいずれかを算定している場合は、算定しない。

※1　令和 3 年厚生労働省告示第 87 号改正現在。